

平成26年12月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成26年12月 5 日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 柴田耕一議員 (1) 平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）
2. 杉浦辰夫議員 (1) 平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）
3. 北川広人議員 (1) 平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）
4. 内藤とし子議員 (1) 市民の命と健康を守るために  
(2) いきいき号について
5. 小嶋克文議員 (1) まちづくり行政について  
(2) 空き家・老朽家屋の対策について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	神 谷 坂 敏
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久

総合政策グループリーダー	木村 忠好
人事グループリーダー	野口 恒夫
総務部長	新美 龍二
行政グループリーダー	山本 時雄
財務グループリーダー	内田 徹
市民総合窓口センター長	大岡 英城
市民窓口グループリーダー	三井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山下 浩二
税務グループリーダー	鵜殿 巖
福祉部長	神谷 美百合
介護保険・障がいグループリーダー	竹内 正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー兼保健福祉グループ主幹	磯村 和志
保健福祉グループリーダー	加藤 一志
こども未来部長	中村 孝徳
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	岡島 正明
都市政策部長	深谷 直弘
都市整備グループリーダー	田中 秀彦
企業支援グループリーダー	平山 昌秋
都市防災グループリーダー	芝田 啓二
上下水道グループリーダー	竹内 定
学校経営グループリーダー	内藤 克己

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野 隆
主査	内藤 修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

5番、柴田耕一議員。一つ、平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）。以上1問についての質問を許します。

5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました平成27年度予算編成について、第6次高浜市総合計画、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」について、市政クラブの平成27年度予算編成に対する政策提言では、9項目について提言をさせていただきました。私から、そのうちの4項目、環境対策、インフラの整備、防犯対策、交通安全対策について、それぞれ質問をさせていただきます。

初めに、「『みんなでまちをきれいにしよう条例』のさらなる周知を図り、環境対策（特に空家・空地）を地域や各種団体等とともに進め、環境美化意識を将来に引き継ぐため、市民（特に児童・生徒）に対する環境教育のさらなる推進を図れ。」につきまして、高齢化や核家族の進展などにより、今後、居住者が亡くなり、相続人がそのまま放っておくような土地や、居住者が高齢者向け住宅などに移った後、空き家・空き地になるケースが増加することが予想されます。治安の低下や犯罪の発生、放火など安全性の低下、雑草が茂ったり不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化などが危惧されております。

平成25年住宅・土地統計調査の速報集計では、総住宅数は全国で6,000万戸と5年前に比べ5.3%上昇していますが、空き家率は13.5と過去最高とされ、特に愛知県においては12.0であり、空き家率の低い都道府県で10番目と比較的空き家率は低いとはいえ、重要な課題の一つと言えます。

本年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が可決され、国においても本格的な対策の動きもありますが、現時点で市としてできる対策は必要であると考えております。

そこで、この法律やこの問題に先進的に取り組んでいる埼玉県所沢市や東京都足立区では、防災・防犯を切り口としていることから、本市においては限界はあると思いますが、みんなでまちをきれいにしよう条例を活用した土地の適正管理についての現状をお答えいただきたいと思います。

す。

以後の質問は、一問一答方式にて質問させていただきます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） みんなでまちをきれいにしよう条例を活用した土地の適正管理についての御質問でございますが、みんなでまちをきれいにしよう条例は、土地所有者の方に対する適正管理を義務づけてはおりますが、条例上の適正な管理の理由といたしましては、雑草や不法投棄の誘発など、公衆衛生の低下、景観の悪化を防ぐものでございます。したがって、空き家対策の推進に関する特別措置法の目的でございます地域住民の生命、身体、財産の保護というような観点が含まれていないことから、条例を活用して空き家を解体するような指導は難しいというふうに考えております。

しかしながら、雑草の繁茂などに対しましては、土地の適正な管理をお願いすることができ、間接的ではございますが、空き家の取り壊し等について検討していただけるきっかけになっているのではないかと考えております。

平成25年度の実績で申しますと、雑草等に係る土地の管理に関する相談が43件ございました。市で土地の所有者等を調べ、手紙、訪問、電話などで土地の適正な管理をお願いし、ほとんどの場合、連絡後は速やかに草刈り等をしていただいております。なお、このうち空き家であるものは2軒という状況でございました。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

空き家の数は、もっと多いと思いますけれども、適正な管理ができていないと思われるものが2軒ということでしたので、引き続き国の動向などに注視しながら、慎重に対策を検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、土地の管理について、ほとんどの方が御自分で管理されていると思われませんが、実際に市に相談されるのはどのような場合か、また、その傾向がわかればお答えいただきたいとします。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 最も御相談が多いのが、土地の所有者が不明な場合でございます。なかでも、土地の所有者や市外や県外の場合には、土地の適正な管理が不十分になる傾向がございます。平成25年度の実績で申しますと、43件のうち9件が市外の方でございました。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） わかりました。土地所有者が不明であれば、トラブルになるケースが理解できます。しかし、一方で核家族の増加や相続など、所有者が不明なケースは今後増加するとい

うふうに思っておりますが、どのような対策を講じる予定かお答えいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 御指摘のとおり、これまで雑草の管理等につきましては、当事者間で解決できた問題が、今後、難しくなることが予想されます。しかし、本市では、平成21年4月1日より、みんなでまちをきれいにしよう条例において、土地の管理規定を設けたことにより、土地の所有者が不明などの場合には市が関与できる体制が整っており、ある意味、5年の経験値があると言えます。

また、相談件数も本年度10月末の実績で42件と、昨年度と同様の相談件数であります。2年連続で市から草刈り等をお願いしたのはこのうち6件でございます。ほとんどの土地所有者の方は、一度市から御依頼させていただきますと、条例の趣旨が普及し、次回からは自主的に管理していただいているのが現状です。

したがいまして、今後もこの条例の特徴を生かし、土地の適正管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

環境対策、特に空き家・空き地の問題は、土地所有者に多額の負担を求めることに難しさがあり、法律や先進事例のように、防災、防犯の観点から、地域住民の生命、身体、または財産の保護を理由に負担をお願いするしかないと思っております。

高浜市を含めた愛知県では、比較的空き家率が低いとはいえども、国の動き、県の動き、先進事例などの情報収集に努め、引き続き研究・検討を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、児童・生徒の環境教育について質問をさせていただきます。

環境美化意識を将来に引き継ぐためには、環境教育を充実させ、みずから考え、みずから行動できる人材を育成することが重要と考えております。本市、たまたま4月1日号の広報たかはまで紹介されました高浜小学校6年生がみずから企画した稗田川清掃や、これ、私は広報を見て高取小学校じゃないかというような印象を受けたんですけれども、私が知つとる限り高取小学校が稗田川等の清掃をやっておると、中学校は除きまして、そういう印象が強かったんですけれども、たまたま高浜小学校の6年生がこういったことをやっておるといことでちょっと注目したんですけれども、大山緑地の清掃活動など高浜市に合った環境教育のモデルの一つと考えますけれども、このような動きは他の学校等でもあるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 御紹介いただきました高浜小学校等の例は、本市に合った環境教育の一つの形であると考えてございます。

市といたしましては、不法投棄等の情報提供や、条例の趣旨普及などのため、各小中学校に定

期的に訪問しており、学校としてできること、市として支援できることを繰り返し話し合っており、いざ活動段階に入った場合には、企画・立案のお手伝いや備品等の貸し出しなど、子どもたちの自主性を損なわない範囲での支援をしているところでございます。

このような活動の結果、本年12月には、御紹介いただきました高浜小学校に続きまして高取小学校が稗田川清掃と不法投棄の看板、チラシ、ポスターづくりを企画され、平成24年度に環境美化推進員に登録された高浜中学校では、地域清掃ボランティアとして大山公園、中部公園、安立荘付近の海岸清掃など市内8カ所の清掃活動を、高浜南中学校では、年5回の校内外の定期的な清掃や安立荘付近の海岸清掃など、生徒みずからが企画・立案し行動をされています。さらに、本年11月には、新たに県立高浜高校が環境美化推進員に登録され、校舎周辺の清掃活動に加え、新たな環境美化活動を検討されていると伺っております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

そもそも、児童・生徒の環境教育を充実させる目的は、みずから考え、みずから行動できる人材を育成するという目的と、清掃ボランティアなど子どもたちが実際に活動している姿を見せ、市民一人一人が環境に対する意識を高めてもらうという2つの目的があると考えます。そのためには、行政が全て企画・運営し参加者を募るといった行政主導型の環境教育から、子どもたちみずからが活動できるようなきっかけづくりを行い、活動段階でお手伝いをするといった活動支援型の環境教育へ徐々にシフトしていく必要があると考えております。

また、平成25年2月に愛知県が策定しました愛知県環境学習等行動計画でも、環境面で持続可能な社会を支える人づくりのため、市町村に対し、地域の特性を生かした環境保全活動等の支援が求められています。

そこで、小・中・高では活動の機運が高まりつつある現在、今後どのような事業展開を考えているのかお答えいただきたいと思っております。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 御案内のとおり、愛知県の環境学習行動計画では、持続可能な社会を形成するには、全ての主体が適切な役割を果たしながら持続的に環境学習に取り組むことが必要というふうにいたし、社会における環境学習の推進、学校等における環境教育の推進、連携・協働の強化を柱に取り組むということにしております。このうち、市に対しましては、環境学習を行う各主体に対しては、学習の場を提供したり、各主体の学習内容を広く情報発信するなど、さまざまな支援を行うことが求められております。

したがって、小・中・高での機運が高まりつつあるこの現状を好機と捉えまして、備品の貸し出し、活動結果の情報発信など、子供たちの主体性を損なわない範囲での支援をしてみたいというふうに考えております。また、学校等における環境教育の推進の中では、実感を伴う

体験型の環境教育の実施が求められているということから、学校内に分別収集拠点を設置するなど、引き続き各校と連携して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

私は、児童・生徒がみずから行動するようになりつつある背景には、みんなでまちをきれいにしよう条例の理念が、着実に、徐々にではあるが浸透しているのではないかというように思っております。

市当局には、今後とも子供たちの自主性を損なうことがないように、不法投棄、河川の水質、大気の状態などの情報提供を続け、子供たちがみずから考えるきっかけづくりに努めていただくとともに、清掃ボランティア活動後のごみの搬出お手伝いなど、あくまでも子供たちが主役になるよう、後方支援に努めていただくようお願いをしておきます。

次に、「衣浦大橋東交差点の高架事業の早期完成と、人口構成・社会変化・産業構造に対応した全市的な交通インフラ整備の見直しを図るとともに、災害時に耐え得るライフラインの整備と『住んで良かった』と思える住環境の整備を進めよ。」について質問をさせていただきます。

衣浦大橋東交差点の高架事業について、まずお聞きします。

昨年12月の定例会において、3番議員からの質問にお答えをいただいておりますけれども、衣浦大橋東交差点の慢性的な交通渋滞対策として行われております高浜立体事業は、平成30年の供用開始に向けて事業は順調に進捗しているとお答えをいただきました。

この事業は愛知県が事業主体となり、国から社会資本整備総合交付金をいただき、県の知立建設事務所によって工事が行われておりますけれども、本格的に現場の橋脚の工事が開始されたのは、平成21年ごろと記憶しております。

現在の現場では、衣浦大橋東交差点の南側では桁の架設を開始をされておりますけれども、工事の進捗はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 衣浦大橋東交差点の架設の事業について御説明のほういたします。

高架の事業は、議員の御記憶のとおり、下部工の工事を平成21年度から進めていただいております。この事業の全体延長は1,600メートルで、立体部分の橋梁の区間延長は887メートル、立体部分の幅員は8.5メートル、片側1車線の高架橋となる予定でございます。

平成25年には、4年間の債務負担行為による桁製作に取りかかっていたいただいております。現在、上部工工事に入っておりますが、既に発注済みの中央部橋梁上部工、これは衣浦大橋東交差点と衣浦大橋北交差点の2つの交差点を越える部分の桁の架設工事、ことし7月より着手されております。残っておりますこの別の区間の北側の橋梁上部工の入札事務が既に終わっており、桁製

作を進めていただいております。ただいま申し上げました上部工の工事に伴い、約2年半の間、衣浦大橋東交差点の南側や北側で夜間通行規制が実施されるということがございます。

なお、愛知県では、本事業の必要性、緊急性を十分に認識されており、早期整備に御尽力をいただいているところで、平成30年の立体部分の供用開始を目指して取り組んでいただいております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。状況はよくわかりました。

それから、ただいまの答弁で、上部工の工事で夜間通行規制というお話がありましたが、特に大橋東交差点部分で長時間の通行規制は無理があると思いますけれども、橋桁の工事はどのように進められるのでしょうか。把握している範囲で結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 衣浦大橋東交差点部分の橋桁の工事につきましては、最小限の通行規制を行うため、送り出しという工法で実施されております。この工法は、仮設用の台車を用いて橋桁をゆっくりと交差点の南から北側に送り出して橋桁を渡す特殊な工法が採用されております。

なお、工事の実施日は、天候等によります順延がなければ、平成27年の1月10日の夜間とお聞きしております。この1月10日の工事につきましては、商工会を通じて個別の企業さん、あと、広報等の配布日に回覧ということで周知のほうをさせていただいております。

送り出した橋桁は、2月中旬ぐらいまで巨大な台車に乗った状態であります。約1カ月後にジャッキにて所定の場所に降下し設置することとなります。この一連の工事は、県のほうで映像として記録され、記録された映像は専門の業者が工事の説明の文字や音声、時間、倍速等の編集を行って、平成27年3月ぐらいに公開用の動画になると聞いております。私どもの手元に動画データが届きましたら、速やかに市公式ホームページで公開をし、周知させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

それから、以前も都市計画道路の整備状況でお聞きしましたけれども、国道419号の暫定2車線区間の刈谷市域は一部を除き4車線化事業が進み、朝夕の渋滞が解消されておりますけれども、本市のこの事業の進捗はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） それでは、現在の4車線化工事の内容についてお答えいたします。

事業の工事全体の延長は5.5キロメートルで、そのうち特に交通渋滞の激しい刈谷市内の2.6キロメートルの区間につきましては、平成25年6月に完了しております。現在、上猿渡東交差点から高浜市内の神明町交差点、具体的にはモスバーガーのある交差点でございますが、までの2.9キロメートルの区間について、刈谷市側から工事を進めていただいております。平成26年度には、県道小中根小垣江線（訂正後述あり）手前までの約600メートルについて舗装工事を行い、本年度末には4車線供用開始をする予定と聞いております。

御質問の高浜市内につきましては、現在、道路の詳細設計のほうを知立建設事務所のほうで進めていただいております。今後も、刈谷市内の残る区間の工事を進め、高浜市内の工事に早期着手できるよう、要望活動等、継続して進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） わかりました。

例えば、高浜市域の4車線化事業が進み、神明町交差点まで完了し、当然のことながら、その後の西側への国道419号線の4車線化の延伸が必要となってくると思います。そうした場合、都市計画道路碧南高浜線との交差点についてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいまの御質問でございますけれども、今、都市計画道路碧南高浜線というふうにおっしゃいましたが、ちょうどガストのところですか、そこまで419号にとりついておる計画道路が北へ伸びる道路になっております。御質問にありましたように、西側に4車線化が進められてくる場合には、当然ながらその交差点というのが問題になってくるということで、これ実は平成17年3月に公安委員会と交差の協議ということをしております。そのときに、条件というか御指導をいただいておりますのが、現道の平松橋南交差点、いわゆるガストの交差点の南北方向の通行を遮断しなさいよと。交差点が近いものですから、そういった御指摘をいただいております。

その当時はそういう協議でございましたが、今おっしゃられたように、4車線化が進んできたときに、そういうこともきちんと課題という形で捉えながら、それを踏まえてきちんと、碧南高浜線都市計画道路という重要なうちの道路交通網の1路線でございますので、知立建設のほうにそういった部分も伝えながら協議をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

この衣浦豊田線は地域の高規格道路であって、その道路の渋滞が解消されることにより、高浜市地域及び碧南等の産業活動だとか経済の活性化につながるというふうに思っております。安全

な交通の確保も図られるものというふうに期待をしておりますので、ぜひとも、交差点が右左折できるように、早急に県、知立土木等と詰めていただきたいと思います。

また、この道路等も含めまして、大規模災害時の発生時には第1次の緊急輸送道路として、地域防災計画にも位置づけられていることから、その重要性は明らかですので、ぜひ高浜立体事業の早期供用開始と、高浜市内等全ての4車線化事業の促進を目指して、引き続き当局もしっかりと県・国に対して働きかけをしていただきたいと思いますというふうに考えております。

次に、災害時に耐え得るライフラインの整備の住んでよかったと思える住環境の整備の提言に対して、過去の本会議、委員会等では、上水、下水ともに計画的な整備を進めておるというふうで、耐震性についても考慮した整備が進められているというお答えをいただいておりますが、私たちは、東日本大震災の激しい震災時の状況について、報道はもとより、各種の講演会、報告書等による現場の声からは、水とトイレについては大変重要であることを再認識させられました。言うまでもなく、安全・安心なライフラインは、住んでよかったと思える住環境の整備には欠かせません。

そこで、水道事業の耐震施策についてお尋ねをします。

まず、水道管の耐震化の状況についてお聞きします。

平成24年度末での耐震管の延長は2万6,811メートルということで、配水管の総延長に対する耐震管の割合、耐震化率は12.1%ということでしたけれども、平成25年度末での耐震管の延長と配水管の総延長に対する耐震化率、それから平成26年度の整備状況についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） それでは、まず、平成25年度末での耐震管の延長でございますが、平成24年度と比較しまして1,927.6メートルふえて2万8,738.86メートルとなっております。配水管の総延長に対する耐震化率ですけれども、0.84%ふえて約13%となっております。

それと、平成26年度も下水道整備や道路工事等で支障となる水道管を積極的に耐震管に布設がえをするとともに、新規埋設管は全て耐震管で埋設をしております。工事発注の段階でございますけれども、耐震管の延長が約4,500メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

次に、重要給水施設配水管布設がえ工事について、平成25年度まで国庫補助事業で実施をされておりますけれども、その実績はどのようになっているのか。

それから、この重要給水施設配水管布設がえ計画について、もう1点確認をしておきたいと思っておりますけれども、今年度は、平成27年度から再度の国庫補助事業として事業化していただくため

に、愛知県と調整を進めているということですのでけれども、進捗状況等、お聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） それでは、重要給水施設の配水管布設がえ工事の実績についてでございますけれども、平成19年度から平成25年度までの7年間を行っております。延長でございますけれども5,136.14メートルの水道管を耐震管に布設がえを行いました。工事費が、総額で4億1,499万7,000円、外部資金として国庫補助金を7,834万6,000円いただいております。

それと、現在の国庫補助事業としての進捗状況でございますけれども、事業化していくために、愛知県と協議を進めておりますけれども、愛知県からは、国が新規事業は新年になってから要望を受け事業採択をしていくと聞いておりますけれども、今回、この選挙で手続がおくれるということが危惧されている状況でございます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

ただいまの答弁では、新規事業の事業採択は新年になってからということでしたけれども、新たな計画の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 新たな計画の内容ということでお尋ねいただきました。

重要給水施設の配水管の布設がえ計画の内容でございます。

まず、計画年度は平成27年から平成31年の5年間ということを用意をいたしております。

それから、対象とする施設でございますが、高浜小学校、高取小学校、そして吉浜小学校、最後に高浜中学校の4施設ということを用意をいたしております。

それから施工の規模、概要でございますが、口径100ミリメートルから400ミリメートルの水道管を耐震管に布設がえをするということで、工事の延長でございます、これは全体延長でございますが2,589メートルを予定いたし、全体の事業費といたしましては3億1,000万円というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

引き続き、重要給水施設配水管布設がえにつきましては、市民の安全・安心を担保する上で、着実に進めていただくようお願いをしておきます。

続きまして、提言書の15、「『みんなで犯罪のないまちにしよう条例』のさらなる周知を図り、防犯対策を地域とともに進め、子ども・高齢者・女性に対する『犯罪被害者にならないための教育』を推進し、さらなる防犯意識向上を図れ。」について質問させていただきます。

防犯対策については、各まちづくり協議会の皆さん等によりまして、青色の防犯灯パトロール、高浜市防犯委員会による夏休みだとか、祭礼時などの随時の防犯パトロールや、また、高齢者や子供に対する防犯意識向上のための防犯教室の開催など、さまざまな取り組みが行われていますが、今年度から始められた新たな試みについて、まず、その状況をお答えいただきたいと思えます。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の今年度から始めた新たな防犯対策の試みでございますが、平成25年度からモデル的に湯山町、神明・豊田町地区において、赤色回転灯を夜間、順番で自宅の玄関や駐車中の車両に点灯させる防犯活動であります赤パト大作戦を展開をいたしております。

ゴールデンウィーク前に吉浜地区、呉竹町において車上狙いが多発したこともあり、現在、吉浜まちづくり協議会と呉竹町においても、赤色回転灯による防犯活動を展開され、効果を上げておられるとお聞きしております。

また、委託業者による深夜の青色防犯パトロールの実施に加え、本年5月から我々職員におきましても、地域活動の一環といたしまして、地域の皆様方と同様にさらなる犯罪発生の減少を目指し、市職員による夜間青色防犯パトロールを各部局交替制で週2回程度実施をいたしております。

加えて、終電時間帯に帰宅途中の女性を狙った犯罪が発生したこともありまして、情報の共有を図りながら、10月から吉浜まちづくり協議会、南部まちづくり協議会、市職員の担当チームと連携・協力体制をとり、毎週金曜日の深夜帯でございます午後11時から翌日の午前1時を目途に、吉浜駅、三河高浜駅、高浜港駅を中心に夜間帰宅者に注意を呼びかけるなど、深夜の青色防犯灯パトロールも実施をいたしております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

地域の関係団体の方々との連携・協力は欠かせないものであると思えます。その点に関連して、犯罪の情報というのは、警察のほうでも捜査の関係もあり、警察からは詳細な情報の提供はなかなか難しいというふうに思っております。地域の方々の身近な情報の共有や連携による対策の考え方を教えていただきたいと思えます。

それから、来年度に向けて、新たな防犯対策についてお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の情報の共有並びに連携した対策の考え方でございますが、現在、高浜市防犯委員会が中心となり活動をいただいておりますが、委員会の構成メンバーは各

町内会から推薦を受けた代表の方で、現在、積極的に防犯活動をいただいております各まちづくり協議会等の方々が入っておらないという状況となっております。

いずれにいたしましても、日ごろから防犯に対して関係機関等が一体となって連携・協力、また活動に取り組むことが大切でございますので、市民団体、事業者及び関係者による、みんなで犯罪のないまちにしよう条例に基づく高浜市防犯ネットワーク会議を立ち上げてまいりたいと考えております。

それから、新たな防犯対策といたしましては、必要な箇所への防犯カメラの設置が有効な対策であると考えております。防犯カメラの設置につきましては、碧南警察署からも積極的な設置の要請がございまして、犯罪発生の抑止効果が非常に高いと言われておりますので、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

新たに、初めて防犯カメラの設置というような言葉が聞かれましたので、どこに、多分駅の付近だと思いますけれども、とにかく来年度に設置をしていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

次に、最後になりますけれども、提言書の16、「交通安全対策（歩行帯・横断歩道の確保・道路標識の整備・通学路の危険箇所の回避等を含む）については各種団体・組織と連携して進め、特に子どもと高齢者に対する交通安全教育のさらなる推進を図れ。」について質問をさせていただきます。

御承知のとおり、県内の交通事故の現状は厳しく、11月3日のきのう現在、交通事故による179名の尊い命が失われております。本市でも5月、小池町において原付バイクに乗った60歳代の男性が単独事故にてお亡くなりになりました。また、9月には、呉竹町において普通乗用車と自転車による交差点の出会い頭の事故が発生し、ともに当事者は高齢者であり、自転車のほうは一時重体に陥る事故であったというような情報提供をいただきました。この出会い頭の事故は、交差点を通過するときには、交差する道路の安全確認を怠らなければ必ず防げた事故であったと思っております。

交通事故防止の基本は、一人一人の安全確認と交通ルールを守ることによる対策はありません。さまざまな団体の協力、連携による街頭啓発活動、また、子供と高齢者への対策として、自転車の乗り方教室の開催など、安全意識の向上を目指した対策への取り組み等、ソフトの回答は以前からいただいておりますけれども、このような各種のソフト対策に加えまして、もう一方の対策であるハード整備は、子供や高齢者への安全の確保にとって大切な取り組みでもあります。

そこで、必要箇所への歩行帯・横断歩道の確保、特に通学路の危険箇所の回避等の対策につい

て、その現状と今後の考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） それでは、歩行帯の確保につきまして主な対策を申し上げますと、歩車道が分離されていない路線において、白線の引き直しによる路側帯の確立や路肩のカラー舗装化、緑に舗装することでございますが、そちらにて、通学路、児童が多く通行する歩道幅員の狭い路線においては、歩者道を分離するブロック等の上部にラバーポール、オレンジ色のものになりますが、ポールを設置し児童の車道部へのはみ出しを抑制させるとともに、運転手への注意喚起を進めております。

なお、平成25年度では、通学路における緊急合同点検による危険箇所への対策を実施しております。平成26年度は、交通安全協会の要望及び事故対策協議の結果を受けて、道路区画線設置、路面カラー舗装の実施及び側溝へのふたの設置を行うとともに、中学生議会の提案及び警察からの要請をいただき、三高駅東線の歩道に対して自転車と歩行者の通行帯を分離するための区画線の設置を進めております。

また、横断歩道の確保は、今月中旬、八幡町一丁目地内、吉浜北部区画整理事業の区域の中の中心部に南北に通り返ります市道八幡7号線において、横断歩道の設置がなされております。

これは、平成25年度の吉浜小学校の通学路安全点検にて要望されたものが実現いたしましたものでございます。

なお、今後の対策の考え方でございますが、基本的には現状のように、各小学校における通学路安全点検の結果に基づき、交通安全担当者の都市防災グループと道路管理者である都市整備グループが現地を確認し、警察を初めとする関係機関へ働きかけを含めて対策を検討する考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

厳しい財政状況ではありますけれども、市長が初日の挨拶で言われた市民の皆様が安全で安心して快適に暮らしていけるまちづくりを目指し、今後の予算編成に当たっていただきたいというふうに思っております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は10時55分。

午前10時47分休憩

---

午前10時54分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、杉浦辰夫議員。一つ、平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）。

以上、1問についての質問を許します。

7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました平成27年度予算編成について、第6次高浜市総合計画、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギーやる気を活かせるまちをつくろう」について質問させていただきます。

早速ですが、政策提言の11の中で、人口構成、社会変化、産業構造に対応した全市的な交通インフラ整備で、道路整備についてと、13防災対策については、東日本大震災や風水害の教訓を生かし、総合的な災害対策の強化に努めるとともに、地域防災意識の向上と地域の実情に合わせた防災資機材の配備を地域とともに進め、地域防災組織の強化と子供も含めた市民一人一人の意識向上を図れについて、当局のお考えを一問一答方式で伺いたいと思います。

まず、道路整備についてで、市道港線について質問をさせていただきます。

田戸町地内の港線全線を拡幅、歩道設置を行う事業については、道路通行上危険である見通しの悪い2区間についての改良工事を優先的に進め、この2区間については、国と県のおおの補助事業として進めています。では最初に、今までの経過とだるま窯付近の進捗状況をお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいま御質問いただきました市道港線の今までの経過と、だるま窯付近の進捗状況についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、市道港線は平成16年10月に田戸町町内会長を初めとする地区住民920名の方々の署名をもとに、横浜橋から南の区間の道路拡幅、歩道設置の早期実現に向けた陳情書が高浜市長に提出され、これの整備に着手しております。

それでは最初に、横浜橋北交差点より横浜橋までの延長210メートルの区間についてですが、平成20年度に高浜市土地開発公社に残っていた用地の取得と物件移転が完了して、平成22年度末に舗装工事及び歩道設置工事が完了しております。

次に、市道港線の横浜橋より南の部分について、これまでの経緯をお答えさせていただきます。

この区間は全体で780メートルで、平成20年度に道路調査基本設計を実施しております。この業務では、沿線の土地所有者や借地、借家人などの関係権利者の方々を対象とした意向調査を実施しております。その調査をもとに、平成21年7月、都市政策部職員が4班に分かれて変更された道路線形を個別に説明し、道路拡幅に対しての貴重な意見を直接お伺いさせていただいております。

平成22年の2月には、東海会館で、町内会役員への説明と協議を行い、平成22年5月に町内会役員の交代に伴い、田戸社にて新役員さんへの市道港線の事業の今まで経過の説明と来年度以降の事業についての意見交換を実施しております。

横浜橋より南の780メートルの区間には、見通しの悪い区間が2カ所あり、その箇所を優先的に整備しているわけですが、だるま窯付近の見通しの悪い区間200メートルについては、国の社会資本整備交付金をいただき、平成23年度より用地測量と物件調査を実施し、道路用地の土地買収と道路事業物件の移転補償を完了しております。平成25年度から26年度にかけて、一部道路側溝の工事を完了し、現在は、道路築造工事のため、道路占用者との協議を行い、工事発注の最終調整を行っているところでございます。発注につきましては、年明け早々に工事業者の決定の入札を行うことから、年度内完了が非常に厳しい工程で進めることとなっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） はい、わかりました。

これまでお聞きしている状況より多少おこなっているようには思いますが、順調に工事が進捗するように進めていただきたいと思います。

それでは続いて、市道港線の横浜橋の南にある見通しの悪い区間の経過についてお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 続きまして、横浜橋の南にある見通しの悪い区間210メートルについての経過を御説明させていただきます。

この区間は、愛知県の市町村土木事業費の補助金をいただき、平成23年度に用地測量と物件調査を実施し、道路用地の土地買収と物件移転補償を進めております。平成24年度には共有の地権者より土地を取得し、平成25年度は1地権者より用地を取得しております。今年度は、2地権者の方に道路用地の土地買収と道路事業物件移転補償について事業協力の承諾をいただいております。今後、交渉を進めて契約のほうを進めていく予定でございます。

この区間は、先ほど説明いたしました愛知県市町村土木事業費の補助をいただき事業を進めているわけですが、補助金の規則により繰り越しの手続ができないため、一旦土地開発公社と地権者との間で契約を締結し、翌年に市で買い戻すといった手法をとっております。

この愛知県の市町村土木事業補助費について補足させていただきます。

この補助事業は、例年10月ごろに補助金の交付決定をいただいております。手順として、愛知県より交付決定をいただき、地権者の方と用地売買、物件移転補償の契約を締結することになるわけですが、特に物件移転補償については、協力いただきました地権者の方に、支障となる建物を取り壊して取り除いていただくこととなります。道路の用地が何も建物がない更地になった状態を確認し竣工とするため、一定の期間が必要となります。交付決定を受けてから年度末までの期間が短いことから、繰り越し事業となることが多く、高浜市土地開発公社にて先行取得することによって対応しております。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） それでは、市道港線の今後の予定について、まず、だるま窯付近の工事箇所を最初にお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの御質問について、最初にだるま窯付近の今後の予定についてお答えいたします。

だるま窯付近、私どもは南工区と言っておるんですが、そちらの工事の状況につきましては、中部電力、NTT、ケーブルテレビが架空線の移設工事を進めております。その後、水道、ガスの地下埋設物の移設工事へと移る予定となっております。

今回の区間については、道路占有者の工事を済ませてから、本体工事に着手する計画としております。本工事は年明け早々の入札が無事に執行された後、落札業者との契約締結を済ませ、施工計画について協議を進めるわけですが、先ほどの繰り返しになりますが、年度内の竣工は期間的に非常に厳しい状況とと思われますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） 近年、公共事業の入札が、人手不足、資材の高騰等で予定価格を上回り、落札がなく不調になるケースがふえていていると聞いております。入札が無事に執行されるように対応していただくことを要望しておきます。

続いて、市道港線の横浜橋の南の区間についての予定と、また残った区間の予定をあわせてお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 今後につきましては、横浜橋南工区の約210メートルに対して集中することになります。この横浜橋の南工区は、横浜橋を渡ってすぐの見通しの悪い区間で、既に歩道設置工事を完了している箇所もあります。平成29年度に横浜橋からちょうど曲がりの真ん中あたりのところにあります市道が交差するところまでの用地買収・物件移転補償を済ませ、歩道設置工事に着手する計画としております。この区間については、最初の進捗状況でも説明しておりますが、愛知県の市町村土木事業として進めております。愛知県からの交付額を一定規模内とし、年間に1件から2件程度の用地買収、物件補償として進めていくこととしております。

これらのことにより、道路用地の土地買収と道路事業物件移転補償が順調に進捗することとして、平成32年ごろの事業完了を目指して計画を進めておるところでございます。

現状は、見通しの悪い2区間の整備を優先しており、残った区間、だるま窯より南や研屋線の交差点付近の計画については、事業の費用対効果や地権者の方の協力状況などを鑑みて、どこの区間を優先するかということを決めていきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございました。

市道港線の拡幅・歩道設置を行う事業の今後の予定をお聞きしました。ぜひ、平成27年度以降も継続して道路整備をお願いいたします。

事業を進める上では、地権者の協力は必要であり、この道路の整備についての説明を十分にさせていただいて、御理解していただけるようお願いいたします。

次に、防災対策について質問いたします。

最初に、先月の11月19日に愛知県の職員を講師に招き、愛知県東海地震、東南海地震、南海地震等の被害予測調査説明会が開催され、私も出席いたしました。ここで改めて説明会の内容、出席者等について御説明願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、説明会の内容と出席者というお尋ねをいただきました。

当日の説明会の内容でございますが、平成26年5月30日に愛知県が公表しました被害予測調査において想定をされております地震、過去地震の最大モデル、理論上最大想定モデルの説明、それから地震に対する基礎知識、それから液状化の危険度の予測結果、津波予測結果や内閣府の被害想定と県が発表された被害想定の変化する点、双方の物的・人的被害想定の結果、そういったものは御説明をいただきました。それから、高浜市における今回の被害予測調査の結果と対策、または最後には減災効果等について、非常にわかりやすいパワーポイントを使って説明をさせていただいております。

それから、出席者につきましては、町内会、まちづくり協議会、議員の皆さん、それから学校関係者、市職員を含めまして約100名以上というような形の説明会になっております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございます。

説明会の中で、内閣府の想定と愛知県の想定で異なる点があるとの説明がありましたが、具体的にお示し願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 内閣府の想定と愛知県の想定で異なる点ということでございますが、津波の計算条件、堤防条件の設定が異なっておる点でございます。

具体的には、内閣府の堤防条件では、盛り土構造物は地形データとして反映しておりますが、愛知県のほうでは、過去地震最大モデルの場合は、耐震性を有しておる箇所及び液状化危険度の小の箇所につきましては50%、それ以外では75%沈下、そして越流破堤、また、理論上最大想定モデルの場合は75%沈下、越流破堤としており、内閣府よりも愛知県のほうが厳しい設定をいたしております。

次に、本市の過去地震最大モデルと理論上最大想定モデルにおける人的被害や建物等被害想定

でございますが、人的被害として死者数は過去地震最大モデルが約40名、理論上最大想定モデルが約300名、建物等被害の全壊・焼失数は、過去地震最大モデルが約1,100棟、理論上最大想定モデルが約5,300棟と、想定に大きな違いがございます。

最後に、今後の本市が想定し、地震・津波対策を進めていく地震モデルでございますが、愛知県は、過去地震最大モデルを地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけておるものでございまして、理論上最大想定モデルの対策にも資するとしております。

本市におきましても、愛知県と同様な考えで今後、地震・津波対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

先ほどの答弁にもありましたが、当日の説明会には、町内会・まちづくり協議会の皆様を初め、市の職員も大変大勢の方が出席されておりました。皆様方の防災・減災に対する意識や関心がこれまで以上に高くなったのではないかと感じております。

当局においては、今後とも地震・津波対策あるいは市民、地域の情報提供などにしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、去る10月13日に接近しました台風19号の影響により、高浜市に高潮警報が発表されたため、碧海町五丁目を対象に、高浜市ではきっと初めてとなる避難準備情報が発令されております。住民の中には、この避難準備情報や避難勧告、避難指示の意味やこれらの情報等が発令された際にとるべき行動が理解されていない部分もあるのではないかと思います。

避難準備情報や避難勧告、避難指示などの避難情報に触れた際の住民に求める行動についてお示し願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問にもございましたが、去る10月13日の台風第19号の際には、午後4時22分に高潮警報が発表されたことと、本市への台風第19号の接近、そして午後8時11分の満潮時刻が重なるおそれがあったこと、加えて高潮防潮堤の外に住宅があることなどを考慮し、午後5時40分に碧海町五丁目の98世帯256名を対象といたしました避難準備情報を発令いたしました。

まず、避難準備情報や避難勧告、避難指示の意味についてでございますが、一般的に避難準備情報とは、災害により人的被害の発生のおそれがあり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するものでございます。

次に、避難勧告とは、災害により人的被害の発生のおそれがあり、被害の拡大を防止するため、

特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立ち退きを勧め、または促すものでございます。

最後に、避難指示とは、災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、避難勧告より強く市民に対し避難のための立ち退きを勧め、または促すものでございます。

御質問の避難準備情報や避難勧告などの避難情報に触れた際の住民の方に求める行動につきましては、避難準備情報の場合、気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える、立ち退き避難が必要と判断する場合はその準備をする、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の方々は、立ち退き避難をします。次に、避難勧告の場合は、立ち退き避難をします。最後に、避難指示の場合は、避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた人が立ち退きの避難を開始すると。立ち退き避難をしそびれた人が屋内で安全確保する。津波の際は立ち退き避難をするなどの行動となります。

なお、避難行動とは、1つ目として、指定避難場所への移動、今回でありましたら南部公民館、港小学校の体育館への移動、2つ目としましては、自宅等から移動して親戚や友人の家など安全な場所へ移動する。3つ目といたしましては、近隣の高い建物等へ移動、最後に4番目といたしましては、建物内の安全な場所への待避などの行動となります。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今回の碧海町五丁目を対象とした避難準備情報は、どのような形で住民に周知されたかをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 今回の避難準備情報の住民への周知方法につきましては、碧海グラウンドと港小学校に設置してございます同報無線による放送と、防災メールの送信、広報車による巡回啓発、ケーブルテレビや町内会長、南部まちづくり協議会への皆様方への情報提供などにより、住民への周知を実施いたしております。

なお、広報11月15日号の配布にあわせ、碧海町五丁目の住民の皆様方に、避難勧告等の対象災害、避難の目的、避難行動、避難準備行動と避難勧告、避難指示等の発令区分など、住民に求める行動をお示しさせていただき、今後の避難行動等の参考にさせていただきよう、啓発チラシを回覧いたしております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

ただいま答弁にもありましたが、南部まちづくり協議会の方々も、直接住宅を訪問し、住民に避難準備情報の発表を周知していただいたとお聞きしております。幸い、今回の台風第19号では

被害の発生はありませんでしたが、今後とも住民への周知に万全を期すようお願いさせていただきます。

また、先ほど答弁の中に、啓発チラシを回覧したとありました。内容を見させていただきましたが、碧海町五丁目の住民がどの程度危機感を持たれたかいささか不安でありますので、今後の考慮をお願いいたします。

改めて、避難勧告、説明がありました。私のほうでちょっと新聞記事にもありましたので、避難勧告について説明させていただきます。

積極的な避難勧告は、過去の勧告おくれの反省を踏まえて改められた。内閣府が4月に空振りを恐れず、早めの避難勧告をと各自治体に方針を示した影響もあるが、広域に避難勧告を出しても実際の避難者がわずかだった例もあり、空振りが続けば避難の必要はないという意識が広まりかねない。ただ、避難勧告を出せばいいという責任逃れのようなスタンスでは、すぐに住民にその意図を見透かされ、避難勧告そのものへの信頼を失うことになりかねない。自治体として出す以上、責務があることを踏まえ、適切な避難につなげていくことを常に意識すべきだろう。また、被害のおそれがある限り、全てに避難勧告を出さざるを得ないというのが現状と言えよう。

積極的な避難勧告という方式でも、7月の長野県南木曾町の土石流災害や8月の広島市の土砂災害のように、勧告がおくれた例もある。勧告のおくれは、過去、災害のたびに非難されました。だが、市町村合併により行政区域は広がり、災害情報が複雑化する中、限られた自治体の人員だけで適切に対応するのに限界もあるのも確かではあります。勧告に意味合いが変わった、これまでの勧告といえば避難所へ逃げてくださいという行動を指南する情報だった。本当に避難の必要があるかは各人の判断に委ねられる。内閣府も家屋の2階など上方に避難する垂直避難も容認するようになった。いわば行動指南型の勧告は破綻している。避難勧告ばかりに依存せず、周囲の状況を踏まえ、自分の命を守るために主体的に考え行動する姿勢がより求められるとありました。

次に、市から町内会やまちづくり協議会への防災資機材の配布状況と、平成27年度予算編成における防災資機材と避難所の資機材整備について考えをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、現状の防災資機材の配布につきまして御説明をさせていただきます。

平成25年度から平成26年度の2カ年計画で、愛知県の補助金を活用しながら、小型無線機、レスキューセット、リヤカーなどを防災資機材として配布をさせていただきました。また、町内会にはこれとは別に、毎年5本の消火器を配布いたしております。

平成27年度予算におきましては、防災資機材の配布計画が完了しましたことから、町内会への消火器の配布のみを予定しておりますが、防災資機材につきましては、地域防災力の向上、防災訓練等の実績を踏まえ、必要に応じた地域の実情に合わせた配備に努めてまいります。

次に、避難所の資機材整備につきましては、防災資機材購入計画書に基づき、ワンタッチパーテーション、パック毛布、非常用飲料水、水袋、アルファ米等、仮設トイレ等を購入いたす計画でおります。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

町内会、まちづくり協議会への防災資機材の配布は本年度で計画は終了するという事で、平成27年度当初予算には計画がないということで理解しておきますが、引き続き、地域の要望やニーズに応じた防災資機材の配布などに努めていただきますようお願い申し上げます。

避難所の資機材整備については、先ほど答弁のありました防災資機材購入計画書に基づき計画的に購入を予定されておられるようなので、早期の購入をお願いしておきます。

次に、災害情報の提供ですが、災害時の住民に対する情報提供は、大変重要な事項と考えます。

本市においては、平成25年度に市内25カ所に同報系防災行政無線を整備し、運用を開始しております。また、防災メールや防災ラジオの運用も開始しておりますが、現在の防災メールの登録件数、防災ラジオの販売台数と市民への周知方法についてお示し願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、防災メールの登録件数でございますが、11月30日現在で2,778件の登録となっております。また、防災ラジオの販売件数は383台となっております。

次に、市民への防災メール、防災ラジオの周知方法でございますが、広報たかはま、高浜市公式ホームページへの掲載に加え、防災メールでは、市内へ転入手続の際、案内チラシをお渡しさせていただいております。また、防災ラジオにつきましては、直近では10月1日号の広報にあわせ防災ラジオの販売チラシを全戸配布させていただいております。

なお、今回の全戸配布によりまして、防災ラジオが約30台の販売につながったというふうに思っております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

防災メール、防災ラジオというのは、住民にとってみれば、防災に対する自助の一環という側面を有しております。このような住民の自助という部分も意識していただき、防災メール、防災ラジオのさらなる普及に努めていただきたいと思います。

次に、防災ネットきずこう会について質問いたします。

平成24年度から防災ネットきずこう会の活動が開始されましたが、これまでの取り組みを通じた効果というか、成果についてどのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、防災ネットきずこう会、こちらは町内会、まちづくり協議会、地元企業、消防団などの参加をいただき、地域の特性に応じた自主防災組織の強化、各団体、組織との連携・協力できるネットワークの構築を目指し、名古屋市のNPO法人レスキューストックヤードの御協力をいただきながら進めておるものでございます。

これまでの活動の一例を申し上げますと、平成24年度では、6月にレスキューストックヤードの代表理事の栗田氏によりキックオフ講演会を開催、7月から9月にかけてワークショップでDIG、まち歩きの開催、11月には港小学校区をモデル地区とした津波避難訓練を実施しており、早朝5時の開始にもかかわらず、400名以上の住民の方々に参加いただいております。

翌年3月には本年度の活動発表会と名古屋大学減災連携研究センターの所長でございます福和教授によりまず基調講演を開催いたしております。

次に、平成25年度では、東日本大震災の実体験から、地震発生直後に、地域、学校、企業がそれぞれ果たすべき役割、動きについて学ぶために、被災者であります陸前高田市の消防団米崎分団副分団長の大和田氏、仙台市立の荒浜小学校の校長川村氏、東北電力株式会社仙台火力発電所の所長でございます安達氏にそれぞれ御訪問いただき、講演会を開催いたしております。

12月には、高浜小学校区をモデル地区として、小学生、中学生も参加する形で防災ファッションショーを開催、3月には成果発表と名古屋大学の減災連携研究センター防災教育アドバイザーの近藤ひろ子様による基調講演もあわせて実施しております。

本年度は、6月に避難所運営ゲーム（HUG）の体験、6月に災害対応カードゲーム教材（クロスロード）の体験、7月には東日本大震災被災地である宮城県七ヶ浜町でのボランティア活動の体験として仮設住宅でとりめしの炊き出しや被災者との交流会を実施、9月には吉浜小学校区をモデル地区として避難所開設訓練を、それぞれ開催しております。

御質問のこれまでの取り組みを通じた効果、成果につきましては、これらの活動により、地域防災知識の向上はもとより、各地域では、地域の特性に応じた防災訓練や自主防災組織を含む関係団体が参画した地域の防災・減災のための協議等が推進されておりますことは、防災対策における大きな効果、成果と受けとめております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございました。

確かに、防災ネットきずこう会の取り組みを通じて、地域の防災、減災に対する知識、意識が向上していると私も感じております。平成27年度においても、地域防災意識の向上や、地域防災組織の強化を地域とともに進めていただきますようお願いしておきます。

そこで、平成27年度の防災ネットきずこう会の活動について、予定と申しますか、今後の事業

計画があればお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 先ほど、これまでの防災ネットきずこう会の取り組みをるるお答えをさせていただいておりますけれども、平成27年度の事業計画といたしましては、防災意識を高めるためのモデル地区での防災活動や災害講演会の開催を継続するとともに、さきの6月定例会の一般質問の中でお答えしておりますが、平成26年度のアクションプランにおいて、これまで、平成29年度から防災リーダーの要請を進める計画といたしておりましたが、これを2年前倒しし、平成27年度から新たな地域の防災力向上のための防災リーダーの養成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、防災リーダーの養成の詳細につきましては、現在、レスキューストックヤードと調整をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございます。

平成27年度は、防災ネットきずこう会の活動に、新たに防災リーダーの養成が行われるということは、1つステップアップしたと理解させていただきます。この防災リーダーの養成を通じて、地域の防災力はより向上するよう期待しております。レスキューストックヤードとともにしっかりと調整していただきたいと思います。

次に、子供も含めた防災意識の向上の関係で、子ども防災リーダー養成講座についてお伺いします。

子ども防災リーダー養成講座は、高浜の防災を考える市民の会が、市民予算枠事業（協働推進型）を活用し、平成25年度から子ども防災リーダーの養成講座を開始されております。高浜市の将来を担う子供たち、平成25年度は小学校4年から小学校6年生で24人、平成26年度は小学校4年から小学校6年生に加え、平成25年度に養成講座を終了した中学1年生を含めて計で42人をターゲットとして、防災・減災に対する関心、理解を深める大変有意義な活動であると感じております。

そこで、平成27年度の子ども防災リーダー養成講座の予定がわかっているようであればお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の件でございますが、先日、高浜の防災を考える市民の会の事務局さんと、平成27年度の子ども防災リーダー養成講座の内容についてお話しさせていただきました。現時点では、これまでの小学校4年生から小学校6年生までの防災リーダー養成講座と、今回新たに中学生を対象とした防災リーダー養成講座の2本立てにできないかということで調整

をしたいということでした。

市民予算枠事業（協働推進型）の申請・審査の窓口は市の総合政策グループとなりますが、都市防災グループは、事業担当グループとしてこの子ども防災リーダー養成講座にかかわっております。講座の一環として実施されます東日本大震災の被災地訪問の際には職員も参加するなど、互いに協働しながら養成講座を推進しております。平成27年度も引き続き、東日本大震災の被災地などの訪問の際には、都市防災グループの職員も参加させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） 今、答弁の中で、2本立てという言葉があつて、それなりに経費がかかると思いますので、事業の申請が提出されたときはよろしく願いいたします。

この子ども防災リーダー養成講座については、行政側も重要な取り組みであると認識されておると思います。引き続き、行政、都市防災グループにおいては、高浜の防災を考える市民の会とより一層の協働により事業を推進していただきたいと思ひます。

次に、防災マップ・ハザードマップについて質問いたします。

本年度、新たな愛知県の被害想定に基づく防災マップ・ハザードマップを作成しているところであることは承知いたしておりますが、現在、作成中の防災マップ・ハザードマップの進捗状況と市民への配布予定時期をお教えください。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 防災ハザードマップの御質問でございます。

昨日の2番議員との御質問にも少し答弁のほうかぶると思ひますけれども、ことし5月30日に開催をされております愛知県の防災会議において公表されております南海トラフ地震の被害予測調査に基づいて、宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海のこの5つの地震を重ね合わせております過去地震の最大モデルと1000年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの、南海トラフで発生をするおそれのある地震や津波のうち、あらゆる可能性を考慮した理論上の最大モデルの2つのモデルについて、ハザードマップを作成しておるということでございます。

このハザードマップにつきましては、昨日も御説明しておりますが、地震に備えるためのいわゆるガイド的な役割も含んでおるといふものでございます。現在、震度分布、液状化区域、それから津波浸水域について、それぞれの被害を重ね合わせた避難所の場所及び避難所について検討を進めておまして、3月の末納品をされましたら、早々に市民の皆様へ配布をしていきたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

たしか9月の定例会の一般会計補正予算の質疑の際、ハザードマップは、当初、地震編と風水害編の2種類を作成する計画であったが、愛知県が調査をしている高潮の被害予測が予定よりおぐれていて、早くても年内あるいは年明けの1月にならないと最新の被害予測データを受領することができないため、風水害編のハザードマップは、愛知県の被害予測データを受領した後、次年度、平成27年度予算にて対応していきたいとの答弁があったと思います。

平成27年度当初予算において、風水害編のハザードマップ作成については計画されているのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 先月26日に愛知県が、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて津波の浸水域の想定域の設定及び公表を行われております。あわせて、高潮浸水想定シミュレーションによる高潮浸水想定図というものも公表されております。

今、御質問いただきました風水害編をいつつくるのかということで、ハザードマップの作成につきましては、今回公表されております高潮浸水の想定図のデータ及び27年の5月末に、そのときに愛知県のほうで防災会議というのが開催されますので、県の地域防災計画の修正結果、そういったものを参考にしながら作成をさせていただきたいと。議員おっしゃられましたように、平成27年の当初予算に計上していきたいというふうに考えおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございます。

沿岸部を有する本市にとっては、さきの台風19号の接近による高潮警報の発表、あるいは碧海町五丁目を対象にした避難準備情報の発令など、高潮に対する備えも大変重要であります。

今後とも、地震、津波、高潮、集中豪雨など、自然災害に対する防災減災対策を地域とともに進めていただきたいと思います。

次に、避難場所（建物・広場）・避難所の開設についてお伺いいたします。

高浜市地域防災計画には、避難場所と避難所が災害別、地震災害と風水害と分けて指定されております。一言で避難所といっても、風水害でも一次避難所、滞在避難所、福祉避難所、町内会避難所、二次避難所の指定があります。

わかりやすく具体的な例を挙げて質問をしますが、さきの台風19号の際は、実際にどこの避難所が開設され、どのような運用がなされたのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 避難所の件でございますが、本年10月13日の台風第19号の接近に伴う避難所開設につきましては、午後1時に開催をいたしました第2回災害対策本部会議において、風水害の発生が予測されることから避難所の開設を決定し、午後2時55分に一次避難所である南

部公民館、授産所安立、高浜高校を避難所として開設をいたしております。その後、台風が本市に非常に接近するとの進路予測となりましたことから、午後3時の第3回の災害対策本部会議において、吉浜公民館と大山公民館を避難所として追加開設することを決定し、それぞれ避難所として開設をいたしております。また、今回は5時40分に碧海町五丁目を対象に避難準備情報を発令いたしましたので、同時刻に港小学校の体育館を避難所として開設いたしております。

避難所の運営につきましては、施設班の職員が各避難所を開設し、2名が常駐する体制となっており、避難所開設後に福祉班が毛布や水といった物資を避難所に搬送をいたします。

なお、今回の避難所開設では、南部公民館に4世帯7名の方々が実際に避難をされております。また、避難準備情報の発令に伴い、避難所として開設をいたしました港小学校の体育館へ避難された方はございませんでした。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） 最後に、耐震改修促進事業として、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事、家具転倒防止器具の取り付け等の補助事業についてお伺いします。

この木造住宅の耐震診断及び耐震改修については、平成25年6月定例会で私も一般質問しており、その際、東日本大震災後の平成27年度をピークに、その後は利用実績が低迷しているとお聞きしております。木造住宅の耐震改修は、あらかじめ地震に強い住宅にしておくことで人命を守るという観点はもちろん、生活や経済の再建などの視点からも大変重要であるということもありません。

さきに開催されました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測調査説明会の講師からも、木造住宅の耐震化と家具などの転倒防止対策は、減災効果に大変有効であるということもお聞きしました。また、耐震改修事業について取り組んでいる例としまして、南部まちづくり協議会では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事が進まない中、市の市民予算枠事業交付金を利用し、平成26年度の予算として、地域の防災・防犯に関する事業の中で、住宅耐震促進事業として南部地域内の昭和56年以前の対象住宅を調査し、耐震診断の啓発活動をし、老人世帯で要望があれば家具の固定の実施を行う。また、耐震診断を希望されたお宅があった場合は、名簿を都市防災グループに連絡し、木造住宅を対象に専門家による無料耐震診断の申し込みを行う。また、今年度のスケジュールとしては、平成26年12月末までに、碧海町三丁目一帯をテスト地域として実施の予定であると聞いております。

最後に、防災対策は、地域社会のあらゆるところで防災に心がけることが必要であり、とりわけ都市計画には被害を出さない最小限にとめる市街地を実現するという大事な役割が期待されております。

また、先日、長野県北部で起きました最大震度6弱の地震、住宅27棟が全壊ではあったが、犠

性がゼロでありました。これは、住民同士の強い結びつきと自治会組織がしっかりしているため、減災につながったと思います。今後、来るだろう大災害において、総合的かつ計画的な防災の整備及び推進を図っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうど。

午前11時42分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局から午前中のところで訂正を求められておりますので、発言を許します。

都市整備部。

○都市整備G（田中秀彦） 失礼いたします。

本日の午前中に柴田議員より御質問がありました都市計画道路の整備状況のうち国道419号の4車線化事業についての答弁の内容において、私の発言のほうで、刈谷市内の交差点名を間違えて答弁しております。間違えて言った交差点名が県道小中根小垣江線というような交差点名を言っておるんですが、正しくは県道南中根小垣江線の交差点になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） それでは、次に、9番、北川広人議員。一つ、平成27年度予算編成について（市政クラブ提言について）。以上1問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

昨日から私ども市政クラブは、11月に出させていただきましたこの27年度予算編成に向けての提言書、こちらについての質問をさせていただいております。私の分担分は、この第6次高浜市総合計画の中期計画の基本目標4番であります「いつまでも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」に対する提言、私どもの会派からは4つの提言をさせていただいております。この4つの提言に対しまして、全て質問をさせていただくといいんですけども、時間の関係がありまして、その中から2つ中心に質問をさせていただきます。あとは提言のほうの説明という形でお聞き取りをいただければということも思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず1つ目の提言でありますけれども、地域福祉についてであります。「地域福祉については、誰もが『思いやり・つながり・支え合い』を身近なものとして捉えられるような施策を創れ。特に生活困窮者自立支援事業は福祉分野で多角的に取り組み。また災害時における要援護者に対する避難支援プラン個別計画については、地域とともに早急に進めよ。」であります。

この提言の中で、まず生活困窮者自立支援事業でありますけれども、これは生活困窮者自立支援法が27年4月1日に施行されます。この新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対して生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることによって、困窮状態からの早期脱却を図るものであります。高浜市における生活保護受給者の数から言っても取り組まなければならない重要な事業であるというふうに考えております。ぜひこれは進めていただくように求めておきます。

また、災害時要援護者支援策でありますけれども、高浜市では、平成25年度末に災害時要援護者管理システムを構築されております。そして、26年度には災害時要援護者の対象範囲、地域との役割分担、支援体制の確保策などを定める避難支援プラン全体計画が策定されると聞いております。27年度以降は、要援護者一人一人の支援計画である避難支援プラン個別計画を地域に働きかけて、地域とともに早急に策定されるよう求めておきたいと思っております。災害は待つてはくれません。一日でも早く策定されて、常に見直しのできる体制とともに地域を巻き込んでやっていただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、2つ目の提言であります。これは、障がい児・者及びその家族が安心して生活できるように、そしてまた生活の場や雇用の確保を進めるとともに、支援が必要な人には確実に必要な支援が届くように、福祉まるごと相談グループをさらに充実させて総合支援体制を整えていただきたい。こども発達センターについては、さらなる相談体制の充実と他機関との連携を進めていただきたい、であります。

ここでは特に、児童や高齢者の虐待等について、情報の収集や素早い対応のできる体制づくりを進めていただきたいと思っております。職員が個人で抱え込んでしまうことのないように、また解決できた事例等の情報共有がしっかりとできる体制が重要だと思っております。それが次の事例解決につながりますし、職員の能力向上にもつながると考えます。ぜひ進めていただくようによろしく願いしておきます。

そして、3つ目の提言でありますけれども、「超高齢化社会に対応するために、家庭の実情に合った介護体制の拡充を図り、安心して介護等できる環境整備を進めよ。また介護予防については、『生涯現役のまちづくり事業』のさらなる促進を図り、認知症対策では早期発見・早期支援体制を医療機関との連携等も含め整備するとともに、民間活力も利用し、施設整備・人材育成をさらに進めよ。」であります。

ここからが質問となりますので、よろしく願いをいたします。特にこの部分、来年度重要な部分であります介護保険事業計画について質問をさせていただきます。

国の制度改正もあった中で、来年度第6期の介護保険事業計画の改正を迎えることとなります。現在、第5期介護保険事業計画の途中ではあると思っておりますけれども、まず初めに、第5期の初年度である平成24年度、25年度の高浜市における介護保険事業の検証とその評価について伺いたい

と思います。

事業計画における要介護認定者数や標準給付費の計画値に対する実績割合、こういったものはどのようになっているのか。そして、計画をどのように評価しているのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、第5期の介護保険事業でございますが、計画どおり順調に進んでいる、このように評価をしております。計画値に対する実績割合でございますが、要介護認定者数は24年度104.2%、25年度103.8%、標準給付費については24年度95.5%、25年度92.5%となり、おおむね計画どおりに推移をいたしております。

介護基盤につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業開始、そして小規模特別養護老人ホーム論地がるてんを整備し、また健康づくりや介護予防では、生涯現役のまちづくり事業やいきいき健康マイレージ事業などを進めてきたところでございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

数字的な部分でいいますと、十分に評価ができるのかなと思っております。この目測というんですか、予定というのが非常に立てにくい時代にもなってきたのかなという気がいたしますけれども、特に国の制度改正があった中で言うと、来年度の目標値は非常に作りにくい、見えにくいというところもあるかと思えます。ぜひ十分な議論の中で構築をしていっていただきたいということを思います。

先ほども言いましたように、国のほうにおいては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地域医療・介護総合確保推進法が制定されております。これは、医療と介護の改革を一体的に行うもので、団塊の世代の方が2025年には全て75歳以上になる、いわゆる2025年問題に向けて整備がされたものと理解をしております。

この中には、27年度からの介護保険制度の改正内容が盛り込まれているんですけども、そのポイントは大きく分けて2つあるとされております。一つは地域包括ケアシステムの構築、もう一つは介護保険制度の持続可能性の確保であります。地域包括ケアシステムの構築では、このシステムの実現に向けて地域支援事業が大きく拡充されて、具体的には在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の法律上の明示、見守りや安否確認といった生活支援サービスの充実が図られます。また、要支援者への予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されて、新たな総合事業に再編されるとともに、特別養護老人ホームの新規入居者については、原則要介護3以上の重度の方に限定をされます。

一方、介護保険制度の持続可能性の確保については、介護保険料の負担を公平化するために、低所得者の保険料を軽減する反面、介護サービスの利用料については一定以上の所得のある方の

自己負担額を1割から2割に引き上げるほか、低所得者の施設利用者の食費・居住費等に行われていた補足給付の要件に、従来の所得に預貯金等の資産を加えて厳格化されることとなっております。

このような改定があったわけですが、現在、第6期の介護保険事業計画が策定されている最中ではありますが、制度改正の内容を踏まえて高浜市ではどのように第6期に取り組んでいこうとしているのか、基本的な考え方、方向性等をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 基本的な考え方でございますが、まず第6期介護保険事業計画について要支援にならない、させない、戻らないという明確な基本目標を掲げ、これまでも進めてまいりましたが、地域包括ケアシステムの構築のための取り組みを継承、発展をさせてまいりたいと考えております。

まずは、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、地域包括支援センターを核とした保健・医療・福祉・介護にかかわる専門機関の多職種連携を強化してまいります。あわせて地域資源の開発や地域づくりを地域のいろいろな団体の方々とともに進めてまいります。

また、3年前から準備・実施をしてまいりました生涯現役のまちづくり創出事業を事業の核としまして、日常生活の中での介護予防として、高齢者の居場所、出番のある地域づくりを進めるほか、地域住民による高齢者の孤立化の防止や地域住民が主体となった生活支援サービスを充実してまいります。そして、認知症の予防につきましては、国立長寿医療センターと認知症予防の取り組みを進めるとともに、その効果の検証を行ってまいります。

また、医療と介護の連携の推進につきましては、平成24年度にモデル事業として実施いたしました在宅医療連携拠点事業での成果を踏まえ、引き続き医師会などの地域の医療機関の御協力をいただき、在宅医療そして医療と介護の連携に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 特に、訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されて新たな総合事業という形でスタートするというふうに伺っておりますけれども、これは国のほうでは2年間の猶予期間ということで29年までということ聞いておりますけれども、高浜市としては、来年からの取り組みということよろしいんですかね。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員おっしゃるとおり、来年からの実施を目指しております。

○9番（北川広人） はい、わかりました。

この27年4月からの取り組みというのは、自治体というのは日本にたくさんあるんですけども、合同的に介護保険事業を事務事業でやっているのもある。1,500以上多分あると思いますけ

れども、その中でも来年の4月から取り組みをするというんじゃなくて、取り組みができるという自治体というのは非常に少ないというふうに聞いております。そういった部分でいうと、今まで高浜市がさまざまな事業、施策でもって進めてきたこの介護を中心とした狭義の福祉の部分に関して4月からスタートする総合事業でその地域力みたいなものがすごく発揮されるのかなというのを思います。これは期待がまだできるわけじゃないですけども、取り組みがいち早くできることは誇れることだというふうに思いますので、評価をさせていただきたいというふうに思います。

それでは次に、介護保険料についてお聞きしますけれども、昨日の一般質問の中に、まだお示しできる状況にはないという答弁でありました。今回の大幅な改正内容からするとしようがないかなという気がしますけれども、市民の関心が高いというか、保険料を納めている方からすれば直結の話でありますので、介護保険審議会で十分な審議がなされて出てくる金額であると思えますけれども、できるだけ早い段階で提示をしていただくということと、それから、毎回これ各地区を回っていろいろな説明会等を開いておると思います。ぜひそれも入念に、綿密に説明会をやっていただく、これはもう制度が変わるということも含めてやっていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

それから、今後の保険料の審議の過程で、現行の上乗せ・横出しサービスや基金の取り崩し等も当然議論されておると思いますが、まず上乗せ・横出しサービスについてお聞きしたいと思います。

高浜市においては、介護保険制度施行当初から、市の独自施策として国の区分支給限度額に上乗せを行うサービス、これが上乗せサービスですけれども、それと介護用品等の給付や住宅改修の補助、これが横出しサービス、これをそれぞれ実施をしておりますけれども、まずこの実施の理由、これをいま一度、確認をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 上乗せ・横出しサービスを実施している理由でございますが、介護保険制度の理念であります在宅重視、それから介護予防がその根幹でございます。要介護状態になっても、住み慣れた住宅での継続した生活を営めるように介護の重度化の防止や介護の負担軽減を図ることを目的として実施いたしております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

それでは、第6期において上乗せ・横出しについてはどのように考えているのか。当然続けていかれるとは思いますが、考え方を聞かせさせていただきたいと思えます。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 第6期におけます国の制度改正における基本的な考え方、

こういったことを踏まえますと、これまで市において実施をしまいいりました上乘せ・横出しサービスにつきましては、例えば、重度の要介護者により重点化を図るといったようなことで、介護保険制度に対する国の方向性も踏まえた検討が必要ではないかというふうに考えているところでもあります。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） おっしゃるとおりで、国のほうが予防施策の部分を介護保険から最終的に今後切り離していくようなあれがもしできるとするのであれば、横出しサービス等は、実際、介護保険の中に上乘せをして、今まで高浜がやってきたような形でやっていくというのは、ちょっと国の方向と変わってきてというか、ずれが来るというのかなという思いもないことはありません。ただし、横出しサービスについては、ここ近年非常に評判がいいんですよ。昔は、昔はと言うと変ですけど、本当に誰か使っているぐらいのときもあったような気がしますけれども、近年は非常に評判がよくて、本当に転ばぬ先のつえ的な部分で非常に期待をされておるところでもあると思います。第6期には、まだこの段階ではその部分はしっかりと施策の中でやっていっていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

それでは次に、基金の取り崩しについて伺いたいと思います。

第3期から基金の取り崩しが行われておるわけですがけれども、第5期では、その影響額はマイナス61円ということで聞いております。第6期における基金の取り崩し予定額はどの程度見込んでいるのか。また、その影響額はどの程度になるのかお示しいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 今年度末の基金の残高が1億5,000万円程度になると見込んでおります。したがって、基金の取り崩しの額につきましては、これまでと同様の考え方をもとに1億円を見込んで、月額基準額をいろいろシミュレーションしているところでございます。また、影響額につきましては、1億円を取り崩すと300円程度になるというふうに見込んでおります。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） そうすると、基金の今までと同じ考え方ということは2カ月分を保有するということだと思いますけれども、個人的ではありますけれども、この2カ月分というのはやっぱり賢明な判断かなという気がいたします。毎回、介護保険事業計画をつくって数字的な部分でいうと単純に上がっているように見えますけれども、その後のことを考えた中で基金の取り崩しということで十分に理解ができますので、そうすると大体おおよそ来年度金額が見えてきますけれども、本当に1円でも安ければ安いほうがいいんですが、どういう理由でこの金額になるのかということが明確であること、それが極端な言い方すると、保険料を払っている方が一人ずつ誰もが明確に答えられるような、それぐらいの説明が必要だと思うんですよ。それがなければ、

高浜で住んでいて高浜で介護保険料を払って、あるいはそれが将来自分が使うことになる介護に結びついていくんだということが理解されないですよ。ぜひそれぐらいの部分できめ細やかな説明をお願いできたらというふうに思います。

それでは次ですけれども、今回の改正で、一定以上の所得の利用者に対しては2割負担、1割負担から2割負担にふえるということになります。これは、介護保険制度のあり方を協議する社会保障審議会の介護保険部会において、高齢化に伴い介護費用が増加し、今後も増加していくことが見込まれる中で、制度の持続可能性が求められている。保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めずに、高齢者世帯内において負担の公平化を図っていく必要があるという意見を反映したものと理解をしております。具体的な基準としては、第1号被保険者で本人の合計所得金額が160万円以上、単身で年金収入のみの場合は280万円以上の方が対象になることが示されております。

そこでまず、2割に該当する方は高浜市においてどの程度見込まれるのか、その人数をお聞かせいただきたいことと、それから保険料がどの程度影響されてくるのか、この辺についてもお答えいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 2割負担となる方の人数につきましては、国の推計では、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者のうち5%程度というふうに見込まれております。高浜市では、在宅サービスの利用者で約140名、特別養護老人ホーム入所者で約9名の方が対象になるというふうに見込んでおります。

それから、保険料の影響額につきましては、国において平成26年度予算案ベースをもとに推計がされておりますが、月額で39円の影響が出るというふうに見込まれております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

第6期で保険料が増加するという事を考えますと、一定以上の所得等のサービス利用者は保険料増加に加えてサービスを利用した場合の負担もふえるということになりますから、高額介護サービス費の制限はありますけれども、3万円、4万円ぐらいですかね、制限の中でも。それがあつたものの二重の負担というのは、気持ち的に二重の負担ですよ。保険料で取られて利用料で取られるみたいな部分で。そうすると、利用者の意思とか、あるいは一番悲惨なパターンでいうと家族からの抑制みたいなもの、そういったものでサービスが結局、本当に抑制を招くおそれがあるのではないかなど。まず、ないと思いますよ、ある程度の所得のある方ですから。こうした状況を踏まえて、市としては何か対策を考えていますでしょうか。そこについてお聞かせいただきたいと思つたいます。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 介護保険制度につきましては、保険料は応能負担、利用料は応益負担を原則として実施がされてきております。今回、高齢者の生活実態と関係なく第1号被保険者の上位20%に該当するという基準のみで2割負担を導入するのは乱暴ではないかといった声もあるのは事実であります。

今回の改正では、介護保険制度をいかに持続可能なものにするのかといった点が1つの大きなポイントとなっています。この点からすれば、高額所得者に負担を求めること自体は避けて通ることはできないかもしれません。しかしながら、私どもも必要な費用をみんなの財布で賄うといった介護保険制度の理念に反しているのではないかと、今いささか疑問を感じているところでございます。

なお、これまでの審議の過程で、負担を決める判定基準が一部変更され、2割を1割に戻すといったケースも示されております。今後の動向をしっかりと注視していきたいというふうに考えております。

また、議員おっしゃるとおり、2割負担になることでサービスの利用の抑制、そして状態の悪化につながる、そういった可能性もあります。その点はケアマネジャー、それからサービス提供事業者と協力をしてしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 本当に対応よろしく願いますということなんですけれども、特にケアマネジャーですとかサービス提供事業者に関しましては、より一層きめ細やかなメニューの組み換え、そういったことによって利用料を安く抑えるということは可能ではないのかなという気がします。特に総合事業的な形になればなるほど、それは選択肢も広がるわけですので、ですからそれを監視するような部分というものも必要になってくるのかなという気がします。悪徳とは言いませんけれども、単に倍の負担料をとっておしまいという話ではなくて、しっかりとその方に必要なサービスをできるだけ低額な利用料でおさめられるというものを何とか見てあげられる、第三者的な目で見てあげられるような、そういうようなところも持っていただければありがたいかなというような気がします。

どちらにしても、第6期の介護保険事業計画以降は、今回の国の制度改革によって大きく転換していくように思います。市長がよく言うんですけれども、国が急なハンドル切ることによって大変だという話があります。国民は常に慌てるんですよ。だけど、慌てることのないようにということを地方自治体が方向修正をさまざまな施策をもってやっていただいているというふうに認識をしております。

高浜市は、介護保険については事前準備というか早目にさまざまな対応をずっとしてきていると評価をしておりますし、周りからもされていると思います。この動きというものが高浜市のや

っている福祉施策に方向的に間違いがないんだというところをしっかりと市民にもPRしながら、福祉のことは行政に任せると言われるようなところに結びつけていただければということをお願いして、この3つ目の提言についての質問を終わらせていただきます。

それでは、続きまして4つ目の提言でありますけれども、「医療環境については、必要な医療を必要な人が受けられる環境整備を進め病診連携により救急患者の集中緩和や在宅医療の促進等地域医療の充実を図れ。また刈谷豊田総合病院高浜分院のあり方については、豊田会との連携のもと、市民に必要な病院を市内に今後も存続させるため、新たな協定書の締結等も含め、その方向性を示せ。」であります。

つまり、病院そして病床のあり方については、市政クラブの思いとしては、この政策提言においても医療の分野に関して環境整備と病診連携による地域医療の充実を求めているということと、とりわけそれを含めた中で言うと、とりわけ高浜分院のあり方について、豊田会と連携をとって市民に必要な病院を存続させるということを求めています。病院に関しては、移譲に関する協定書の中で、10年以上の病院運営に努めるということは承知をしておりますけれども、我々の政策提言では、さらにこの病院の継続性を確実にするというところを考慮して協定書を再締結すること等ということで、方法はいろいろあると思いますけれども、しっかりとこの約束をしていただくことというのが大事なということで、こういう提言を出させていただいたわけでありまして。

この再締結、協定書を再締結するという追加しての提言に関しまして、まずどのようなお考えをお持ちか、お聞かせいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 高浜分院の建てかえを行うこと自体が、豊田会が高浜市において地域医療を継続して行っていく決意となるのではないかとこのように考えております。一方で、建てかえに当たりましては、新たな協定書の締結も必要になってくると考えております。再締結を行うとした場合のタイミングとしましては、建築用地が確保され、新しい病院の具体的なイメージができたときになると、このように考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 順当な答えというか、その部分ぐらいしか現状は出せない、相手のあることですから、その辺は理解をしておるつもりですけども、今から聞いていくところに関しては、どういうことかと言うと、もし病院を存続させていくのであれば、高浜としてどういう姿の病院を求めていくんだと。もちろん先ほど言ったように相手があることですから、それを丸のみしていただけるとは思っておりませんが、やっぱり土地の問題、お金の問題、さまざまな形で高浜市が関わっていくとすれば、ある程度、高浜市が望む病院の姿というものも当然あるはずだと思うんですよね。それを求めていかなければならないと思うんです。100聞いてくれなくても求めるべきだというふうに思います。そういう部分でいうと、どのような病院のイメージという

ものを考えていくべきかというところを質問でちょっと聞かせていただきたいなということで、質問をしていきます。

用地の件は後にしますけれども、まず病院の持つイメージという部分から質問をさせていただきます。

まず、病院の病床のあり方についてお尋ねをします。

私は、病床について考える上で、高浜市における地域医療のあるべき姿、ビジョンというものを掲げること、そしてこのビジョンというのは、先ほど介護保険のときにも話をしましたけれども、2025年問題、要は団塊の世代の方が後期高齢者となることを意識してやらなければいけないというふうに思っておりますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員御質問のように、高浜市における将来的な医療のあり方、3次救急病院であります刈谷豊田総合病院や安城更生病院、碧南市民病院などの二次救急病院、そして市内の診療所との関係、さらに申し上げれば介護を含めた中で考えていく必要があると考えております。また、2025年問題を考えました場合は、今以上に在宅重視が求められ、いわゆる病院完結型の医療から地域完結型の医療への移行が求められる、そのように考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） そうですよ、やっぱりその部分というのは、人口構成がこのように変わっていくということを考えたときに、医療のあり方というのは、当然その方向で見ていくべきだというふうに思います。

それでは、医療面の視点から、地域包括ケアシステムの実現というものが求められるんですけども、それを考えたときに必要なことは、地域の実情に応じて医療環境が整えられていることであるというふうに思っておりますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 今後、人口構成が大きく変化すれば、また医療に対する需要も大きく変わってくると思っております。若年層や成年層であれば、医療は治癒が目的となり、急性期医療のニーズも高くなります。一方で、高齢者であれば、年齢が上がるにつれて生活維持ですとか在宅復帰のための治療やリハビリ、これらの比率が高まることになり、そうしたニーズを受けとめる医療環境が必要になってくると考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 端的に言うと、先ほど答弁にもありましたけれども、高齢化率が上がれば今後の医療の役割というのは変わっていくと。つまり、治すから支えるという部分が非常に重視されていくということだと思っております。

ですから、先ほど答弁の中では、地域完結型という言葉が言われておりましたけれども、病院

というのは、ある面、地域包括ケアを考えていくと。病院というのは、第2の在宅という考え方も今後は出てくるということも視野に入れていかなきゃいけないのかなという気がします。

本当に大きな視点で考えていくと、市内に病床があること、これは吉岡市長には恐縮ですけども、森前市長が病院を民間移譲するときからずっと当局が言われていた、ベッドがあることが非常に大事なんだということを言われておったことを今思い出しますけれども、まさしく地域完結型という形の中での病院の位置づけというのは、ベッドがあることというのは本当に大きな意味であります。だから、この時代というよりも、今から11年後、2025年を見越しておったんであれば本当にすばらしいことかなと。逆に言うと、今回も補正が出ております。病院の修復というんですか、補正出ておりますけれども、ただどこまでやってもベッドの必要性というのが見えてくるのかなという気がするものですから、ぜひそういうところを十分に盛り込んだ姿・形にしていっていただくようなことを求めたいというふうに思います。

大きな視点で考えれば、市内に病床があることというか、それが一番大きいことです。それからもう一つは、今は長期療養型の病床ですけども、利用されている方々、御家族に聞きますと、やっぱり近くにあることと必ず言われますね。お父ちゃん見舞いに毎日行かなきゃいけない、おじいちゃんの見舞いに毎日行かなきゃいけないというようなお話の中でいうと、やっぱり近くにあること、アクセスというのは非常に大きな利点であるなという気がします。特に慢性の疾患を持っている患者さんというのは必要なときに必要な医療がすぐ近くで受けられるということが非常に重要になってきますし、それが例えば民間診療所、開業医のドクターたちから言わせると、ふだんは健康管理だとか服薬指導だとかということをやっている、でもちょっとおかしいなと思ったときに病院がある。いざとなったらベッドもあるというような、そういう部分の病院のイメージというものもある一方で、この刈谷豊田総合病院とか安城更生などの三次救急病院というのは、入院日数をぐっと削ってきていますよね。もう手術した次の日から歩いてトイレへ行きなさいとかとあって、できるだけ早く生活をもとに戻してあげるような形で患者さんに指導されております。そういう中でいうと、この豊田会の医療資源というのは、本院と東分院、高浜分院等ありますけども、これ考えますと、医療の必要度や緊急度に応じて本院での入院が必要なケースや、それから身近な高浜分院での高浜市民に関して身近な高浜分院においての入院治療を行うというケース、こういったのがいろいろと分けてさまざまな受け皿として使い勝手ができるのかなという気がします。

こういう姿というものが大事かなというふうに思うんですけども、病院のあり方とか、それから病床の使い方というものに関して、今現状、行政として何かお考えがあるかどうか。あるならば、どのような考え方をお持ちであるか、それをお聞かせいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員がおっしゃられましたように、今後は第三次救急の担い手であ

る本院のほうは、疾病に対する専門性がより求められる、そういうことになってくるとともに、高度な救急医療が求められていくこととなってまいります。地域の在宅患者の日常的な管理と軽度の増悪時の入院、これはちょっと入院したほうがいいかなといったときの対応になりますが、あるいは急性期病院からの在宅に復帰するための支援など、地域包括ケアシステムの中で、診療所と一緒に役割を果たしていただければありがたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） そういう点では、私も考え方は本当に同じであります。

それでは、次に伺いますけれども、この平成26年度というのは、今後の医療のあり方を決定する大きな制度改革というのが国において2つありました。一つは診療報酬の改定で、もう一つは医療介護総合確保推進法の制定です。高浜市における今後の医療のあり方は、この2つの制度改革を踏まえて、それを反映したものでなければならないというふうに思います。

また、先ほど来から出ておる2025年の医療状況を考えると、慢性疾患や複数疾患を抱える患者の増大や、手術だけではなくてリハビリの必要性が増大していくこと、そして在宅で医療を受ける患者の増加への対応を考えていく必要があるというふうに思います。

これらの2つの制度改革を受けて、市はどのように考えて対応していこうと思っておられるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 御質問のとおり、患者さんが早期に在宅に復帰し、地域で継続的に生活ができること、機能別の病床構成により、患者の状態に応じた適切な医療を提供できることが将来求められてくると思います。

今回の平成26年度の診療報酬の改定の大きなポイントは、入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、加えて在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築と地域包括ケアシステムの構築を図ることとされております。若年人口の減少に伴い、従来型の急性期医療を減らすかわりに、後期高齢者の増加に対応した新たな医療の担い手が求められておりました、医療を取り込んだ形での地域包括ケアの実現が将来的な方向であると考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 非常に難しい言い回しをいただいておりますけれども、簡単に言うと、医療は介護という世界の中での1つの行為であるというように、国がはっきりと医師会にくさびを打ったみたいなものだと私は思っています。今までは、介護と医療の連携というのはずっと言われてきておって、なぜできないかと言うと、医療は医療だというのが医師会の考え方だったんですよね。ですから、それが介護というものの中に医療分野という形で介護を必要とする方に対して今後そういう視点で見なければならぬというのが今回のこの制度改革であると思えますし、診療報酬も地域包括ケア病棟というものを持つことによって、報酬のとり方がまた変わ

ってくるということで、これはどちらか言うと、エンジンぶら下げたわけじゃありませんが、医療のところに対しての、実際それでもしっかりと経営が成り立つところ、この経営が成り立つという言い方は、昔はほとんどされませんでしたね、医療に関しては。今でもそうです、法律では体を患って病院に来たら診なきゃいけないという法律があるわけです。けがをして病院に駆け込んだ人は診なきゃいけないんですよ、金があろうとなかろうと。これは法律で決まっているんですよ。だけど、やっぱり病院が今つぶれる時代であります。診療所もやっていけなくなってしまったというところもあります、現実として。そういう部分で言うと、もうけの少ない医療行為だけではもうやっていけないということを言われる前に、しっかりと経営が成り立つ形で今回の診療介護もやってきたのかなという気がしてならないです。

そういうようなことで、今後はもう少し医療と介護の連携というものがとりやすくなるというように思いますけれども、今、私のほうからも言いましたけれども、地域包括ケア病棟、これについてどのようにお考えであるか。これは新たな病棟でございます。今までになかったものですが、これについてどう考えてみえるかお聞かせいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、病床の種類でございますが、議員御承知のとおり、感染症病床、精神病床、結核病床、療養病床、一般病床の5分類となっております。今回新たに位置づけられました地域包括ケア病床は、病床の分類としては一般病床の位置づけとなります。その役割ですが、急性期の治療が終了した方の在宅復帰に向けての経過観察やリハビリを担うということになります。

具体的な病床のシミュレーションとしましては、三次救急病院や二次救急病院での急性期治療が終わり、在宅へ向けて地域包括ケア病棟で経過観察とリハビリを行い、自宅へ帰るというイメージとなります。また、療養型病床を併設している病院では、地域包括ケア病棟から療養型病床に移るといったようなケースも想定をされますし、急性期以外のケースでは、市内のかかりつけ医の先生から地域包括ケア病棟で入院治療を行い自宅へ帰るといったイメージになるだろうと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） この地域包括ケア病棟というのは、非常に現行の高浜にとっては、現行というか今から高浜にとってというんですかね、使い勝手のいい病棟になるかなという気がします。ただ、そのためには病院というものがしっかりと残っておることが条件でありますし、それから市内にある民間の医療機関のドクターたちとの連携、そういったものも必要になってくると思います。その部分に関しても十分に押さえつつ、一番初めに言いました病院のイメージ、高浜市が持つべきという言い方はちょっと語弊がありますけれども、高浜市にあるべき病院のイメージというものを膨らませていただいて、豊田会との交渉に当たっていただくことをお願いして

おきたいというふうに思います。

それから次に、高浜分院の建てかえについて、具体的に幾つかお聞きをしていきたいと思えます。

もともと病院を移譲する際、3年間は現在の建物で診療を継続して、4年目以降に建てかえを予定すると聞いております。建てかえのための財政支援として20億円の債務負担が組まれております。

病院が民営化されてから、ことしで6年目を迎えておりまして、電気、空調、給排水設備といった付属設備の老朽化が進む中で、分院の建てかえ時期がもう来ているというふうに私は考えております。建てかえとなると、設計や建築でも相当な年数が必要になると思えますけれども、まずは現在の場所で建てかえることが可能かどうか、これについて伺いたいと思えます。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 病院を移譲しました際、高浜市も豊田会も民営化から4年を経過したタイミングで建てかえることを考えておりました。ところが、御案内のとおり、現在の病院の土地は不整形で形がよいとは言えません。駐車場の部分を使って幾つかの計画図を描いているというように聞いておりますけれども、十分な床面積を確保するために建物のある程度の高さまで積み上げると、日影の関係で周辺の民家に影響がでるとということが判明をいたしました。早速私も用地交渉に足を運びましたけれども、残念ながら現段階で合意には至っておりません。もちろん、現在の病院を壊しながら建てかえるという選択肢も残っておりますけれども、工事費も工期も倍近くかかってしまうというようにお聞きいたしております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 確かに、おっしゃられるとおり、病院自体の形というのは非常に、病院の形というよりも今の駐車場の部分、あの辺の部分というのは形が非常によろしくないと思えますし、一部は借地というところもあるということも聞いております。それから、片側は道路、それからもう片方は民家も含めて拡張性も見込まれないというところを考えると、場所的にもいかなかなという気持ちは当然わかります。

それから、入院患者を抱えながら建物を壊すというのは、これはもうほとんど無理ですよ。そういう考え方を持つことが大体おかしいと言ってもいいぐらいだと思います。ですから、もしそうであるならば、あそこに入ってみえる入院患者さんを本院とか東分院とかに全部移して壊すという方法は、豊田会のあれで言えばやれんことはないのかなと思えますけれども、ただ、それになったらいつになったらやれるのかという話にもなりかねません。どちらにしても今の場所ではなかなか難しいのかなということを言いました。

ということは、移転も当然視野に入れて考えていかないと、当然交渉すらできないんですよ。ここでお願いしますと言って、これできませんよと言えば、じゃどこかを出してくださいという

話にしかありませんから、豊田会との話をしていく中ではそういうような話になっていくんではないかなという気がしますけれども、現段階において、移転新築した場合、話し合いというのはどのように進んでおるのか、このところをお聞かせいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） まずもって、地域包括ケアシステムを構築するということについては、回復期を担うベッドがある病院の存在というのが不可欠であるという認識は、豊田会とも一致をしているところでございます。

しかしながら、本市といたしましては、病院としての理想を求める余り、多大な財政負担を求められるということは、将来的に公共施設を半分以上にしなければならぬという厳しい将来が待っている本市の財政状況でございますので、どうしても避けなければならないところでもございます。

したがいまして、現在は病院の移転場所の決定の前に、新たな病院の黒字経営が将来的に期待できる可能性があるのかどうか、あるいは市の補助がなくとも収支均衡の病院経営が成り立つのかどうか、その上で将来的な市の財政負担はどうかなど、まだまだ豊田会側との折衝事項が多く、クリアすべきハードルは高いというふうに考えております。

将来に禍根を残すことがないように、今慎重に進めさせていただいておりますが、今申し上げたことがクリアになって、その後、移転先を決めてからの用地交渉ということになりますと、それからまた不測の日数を要することも十分考えられますので、今、複数の候補地の地権者を初めとする関係者の皆様といろいろ意向もお聞きをしながら並行して進めているところでございますので、御理解を頂戴したいと存じます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それで、実際やれますかね。ある程度期限をもってやっていかなければ無理じゃないですか。まず、じゃ例えば今場所が決まって、病院のイメージも決まって、豊田会もオーケーと言ってからどれだけかかりますかね、開院まで。

○議長（磯貝正隆） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 一応、豊田会からのほうは病院の建設に当たって、設計と建設で3年程度はかかるということはお伺いしております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ですから、今すぐ設計に入って、開院まで3年かかるということで、現実的に交渉事というのは確かに慎重に進めるということは、私は重々わかっております。わかっておりますけれども、そういった中で用意ドンのそのスタートラインまで行くまでの期間が、じゃどれだけかかるんですか。

○議長（磯貝正隆） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、用地交渉のほうは並行して進めさせていただいておるということを申しあげました。それで今、豊田会との折衝事については、新たな協定書の締結の前段階の話をしておるといふふうに考えておりますので、これが全てクリアになりましたら、当然新たな協定書の内容が今協議しているものになるということ、これが実質的なスタートになると思っております。それで、今申しあげたように、用地交渉のほうも並行して進めておりますので、財政負担の関係で話が長くなることは可能性としてはございますけれども、一応並行して進めておるといふことを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それはもう今、副市長がおっしゃるように、並行して進めて、私どももやめなさいという話をしているわけじゃなくて、当然進めていっていただければいいと思っておりますけれども、私どもの今回の提言というのは何かというと、例えば今回のこの12月定例会にも出ていますけれども、補正で修復費だとか等々出ていますよね。そういったものなんかを考えたときに、確実に病床のある病院を高浜市内に残すんだという思いが行政としてあるのかなのか。それから、それに対して豊田会も気持ちがあるのかなのか。その部分が何をもって確約されているのかというのがはっきりしないと、結局に6年前に交わした協定書の部分の中でいうと、あの協定書にうたってある部分の中でいうと、今後じゃ3年たって豊田会としては撤退しますという話になったら、じゃ今から3年間こちらからつぎ込んだお金だとか、それから今言った例えば担当部署、それから副市長も交渉で何度もあちこち行かれておると思いますよ。そういったところに対しての動力、そういったものがどうなっちゃうのかなということが非常に不安なんです。

ですから、今回なぜこの部分だけ私、提言の中で切り出してここで一般質問したかということ、そこが一番言いたいんです。国の制度がこう変わってくるんだよ、もっとも豊田会と話がしやすくなってくるんじゃないかなという気がしたんですよね。今まで例えば救急を残してほしいとか、今でもありますよ、市民の声は。救急を再開してほしいとか、いろいろあります。例えば小児科だとか産婦人科だとか、欲しい診療科目もたくさんありますよ。あるけれども、でも今までの長期療養型の病床から次のステップとして地域完結型の形で介護との連携をしっかりとっていくというような国の方向性が見えてきた中でいうと、非常に僕は交渉がしやすいのかなという気がしたんですよね。で、もちろんこれは土地の話とかお金の話抜きの話。それは全然別です。私はそれは考えていません。それは別で、そういうタイミングだなということでは言っているんです。

だから、ある程度本当にちょっとねじ巻いて方向性を、少なくともこれは27年度の予算編成について伺っていますから、27年度には方向性のある程度出していくだとかというようなところに話が行かないかなというところを思って質問をしておるわけです。こういう考え方をしておるんですけれども、いかがですか。

○議長（磯貝正隆） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 議員おっしゃられるとおり、私どもとしては、今後は刈総高浜分院が黒字経営ができる環境が整ってきておるんだらうという前提の中で、私どもとしてはこちらの言わせていただきたいことは言うという姿勢で今やっておりますので、病院が必要ないというふうには決して思っておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ちょっと覚悟として足りないと思います。どちらにしても本当に、多分、市長の腹の中は、あくまで民間だからというところがあると思います。私も思います。これは、刈谷豊田総合病院というのは、確かに豊田グループの出資、あるいは毎年のさまざまな負担金なのか補助金なのかよくわかりませんが、そういった部分というのでも聞いてはおります。ただ、それはいつまでも続くわけではないということも思います。なぜかと言ったら、やっぱり経営ですから。きょう途中で私言いましたよね、経営が成り立たない方式では病院というのはつぶれていくし、つくってももらえないんですよ。診療所もそうですけれども。ですから、その部分、今副市長が言われる黒字経営というのは十分にわかります。

ですから、これは行政との連携の中でいう、話を戻しますけれども、介護と医療の連携と、高浜市の求める介護と医療の連携というものを刈総高浜分院が担っていただけるような流れを、いま一度、刈総さんとの打ち合わせの交渉の中に落とし込んでいただいて、なおかつ、あのエリアには診療所としての機能も当然今までも持ってきているわけですから、その部分も生かしつつ、何とかあのエリアというか、移転すればあのエリアじゃないですね、どちらにしても一診療所があるかないかというのはまた大きな違いになりますので。

それともう一個は、地域包括ケア病棟というのは一般病棟だというお話がありました。ということは、要は一般で使えるんですよ。ということは、一般で使えるベッドのある病院でもあるわけですよ。これも大きな利点であるということを思います。そこも含めて十分な交渉をしていただきたいということを思っております。

いろいろとお聞かせいただくところ、どこいっちゃったかよくわかりませんのでいいですけども、最後に、ちょっと病院の件に関しまして、市長、私の話す分ちょっとだけ残していただければ結構ですので、お気持ちを聞かせていただければということを思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 市長。

○市長（吉岡初浩） 北川議員にはいろいろと御提言を交えて、クラブさんの提言以上の思いの部分も聞かせていただきました。ありがとうございました。

先ほど、私どもの答弁で、医療を取り込んだ地域包括ケアというような発言があったと思いますが、これはむしろ医療系のサービスがなければ、在宅ケアも医療、地域包括ケアも私は成り立たないだらうというふうに思っています。そういう意味では、今、副市長の話にもありましたけ

れども、市の財政の問題とか病院の経営の問題、非常に大きいです。そういうものも考えつつ、市内にある医療機関とつながりを持ちながら、継続的に運営できる、また将来にわたって市民からはもちろんですが、豊田会にとっても必要とされる病院をつくるように努力をしていかなければいかんというふうに私は思っています。

刈総さんのお話ですが、まさに今のお話のとおり、私どものほうからも地域包括ケア病棟のシミュレーションまでお示しをして、こんなことができないでしょうかねというような話は、副市長レベルといたしますか、そのあたりではやりながらお話を進めておるところでございますので、ぜひ私どもの気持ちも御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 市長、ありがとうございました。

もう一つ、これはお願いというか、今後の考え方ですけれども、確かに公共施設のあり方計画に示された財政シミュレーションには、この病院の部分の20億円というのはもう盛り込みがされておるといえることですが、狭隘なこの土地である高浜市内において、建てかえでなおかつ移転だというような話があった場合に、残された土地の中に、あるいは現行公共施設として機能しているところが候補地となる可能性もないことはないのかなという気がします。

それともう一つは、さまざまな交渉を現場レベルあるいは副市長レベルでやっていただいているとは思いますが、我々議会には何も見えてこないんですよ。こういうところで聞かせていただいても、交渉中ですよというようなレベルの中でしか見えないところがあります。

今後、議決を伴うものがどこまでのことがあるのかというのは、ちょっと今想像つきませんが、議会の理解を得ておく必要があるのではないかとというようなことが出てきた場合を想定したときに、この病院の建てかえ、これ病院についてはものを言うつもりはありません。これは刈総さんのものですから、それはもの言うつもりはありませんけれども、建てかえという事業に対して高浜市が関与してくるところがあるというところを考えると、その情報に関しては、例えば公共施設のあり方計画の中に入れ込むだとか、あるいは新たなそういう場面をさまざまつくっていただいて、常時我々のほうに進捗状況をお示しいただくとか、そのような考えがあるかないか、ちょっとお聞かせいただきたいんです。

○議長（磯貝正隆） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） まず、候補地の1つの中に、現行の公共施設を取り崩して土地を提供するというところの案もございます。これは当然、現行の公共施設がなくなるということでございますので、公共施設のあり方検討の中に当然入ってくる内容であると思っております。

それと、新しい更地を提供する場合も考えられます。これにつきましては、一応は公共施設の関係とは切り離すことになるんだろうかなというふうには思っているんですが、今、刈総さんのお話の中で、災害時の予備的なスペースも設けたいというようなお話もございます。予備的なス

ペースならこの部分については市民の皆さんが自由に使えるスペースにならないかというようなこともお話ししておりますので、こういうことがありましたら、ぜひその中に含めてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） その件は、公共施設のあり方検討特別委員会が今もう設置されておりますので、そこでまた出していただいても結構かというふうに、私は個人的に思っております。ぜひ御検討を前向きにさせていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、昨日から我々市政クラブからの提言、第6次高浜市総合計画の中期計画、4つの基本目標ごとに提言に対しての御質問をさせていただきました。ただ、我々は政策提言と格好いいこと言っていますけれども、政策的な能力は、これは行政の皆さんのほうが当然たけておるわけです。ですから、我々が出したこの提言に関しましては、1つの方向性という形で見ていただきまして、ぜひその方向性で来年度、27年度の予算編成を皆さんの能力を振り絞っていただいて、高浜市民のために事業を立ち上げ、そして予算を編成していただきますことをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時8分休憩

---

午後2時19分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、市民の命と健康を守るために。一つ、いきいき号について。以上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

市民のいのちと健康を守るために。

社会保障は、成立からの歴史が比較的短く、現在も変化を続けています。そして、各国の歴史的諸条件が異なるため、その体系・制度の内容には、共通性ととも、かなりの違いのあるのが実態であります。一国をとってみても、体系・制度の内容が時代とともに変化しており、そのため、社会保障の体系・制度は、現在でも確定したとは言えませぬし、今後も変化することが予想されます。

これらのことを前提としながら、社会保障の体系・制度の内容について、現在まで一応国際的、国内的に基準とされているものを示すこととしますと、国際的基準とされているものは、ILOの諸文書条約、勧告などありますが、歴史的に見ると、1942年の社会、その社会保障への途と

いう研究報告書で、「社会扶助と社会保障とは相互にますます接近し」、ずっとありまして、「社会扶助と社会保険のいずれが支配的であるかを語るができないで、それら2つが国の社会保障体系を支配しているといい得るに過ぎなくなる」、「一国の社会保障体系は、その社会保険制度と社会扶助制度との混合から成り立っている」と書いてあります。すなわち、ここでは社会保障を社会保険と社会扶助という2つの柱で捉え、両者が1つに混合したものが社会保障体系であるとしています。

国内的な基準では、日本では戦後の日本国憲法の第25条の第1項で、「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権をまず確認し、第2項で、「国は全ての生活部面について、社会と国民の生存権をまず確認し、第2項で、「国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と社会保障に対する国の責任とその手段、条件を定めています。この2項にある社会福祉、社会保障、公衆衛生を我が国では社会保障と称しています。

国民の医療については、国民医療供給体制とともに医療費保障制度が大きな役割を果たしています。医療保険には6つの公的医療保険制度があり、大きく分けて、被用者を対象とする制度と被用者の制度の適用を受けない一般の住民を主な対象とする制度になります。一般の住民、自営業者とか農民など被用者の医療保険制度に加入していない者を被保険者とし、保険者は原則として市町村である。ただし、同種の事業または業務に従事するもので組織される国民健康保険組合が保険者となることもできます。国民健康保険の保険料は、市町村が保険者の場合、国民健康保険税の形態が多く、応能割としての所得割、資産割、応益割としての被保険者均等割、世帯別平均割の4つの組み合わせ、あるいはこれらの2から3の組み合わせで算出されています。

国民健康保険事業は、社会保障及び国民保険の向上を目的として、国民に医療を保証する制度であります。そこで、国民皆保険を守るために国に申し入れよについて伺います。

既に提出してある日本共産党の予算要望書に対して、どのように取り組んでいくのかについて伺います。まず、国民健康保険事業に対する国庫負担率について、国がもともと45%出していたものを引き下げられた経緯がありますが、今現在どのようになっているのか伺います。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 国庫負担金の割合につきましては、保険給付費に占める割合を32%及び財政調整交付金といたしまして9%、全体で41%となっております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 私どもは、以前から国庫負担率を引き下げ前の45%に引き上げるよう政府に強く要求するように求めてきました。その中で、国に対して国庫の引き上げを要望していくという回答をいただいています。どのような形で要望をしているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 国へどのような形で要望しているかということでございますが、国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な役割を果たすものと認識をいたしましておりますことから、本市といたしましても、全国市長会を通じまして、財政基盤の強化について継続して重点要望しているところでございます。

これまでも、さまざまな機会ごとに要望をしまいましたが、最近の要望といたしましては、本年11月13日に開催された全国市長会議において、国民健康保険制度に関する重要提言を取りまとめ、その中で国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じることとして重点提言をしているところでございます。

また、平成25年に開催された第5回社会保障制度改革国民会議におきまして、全国市長会からのヒアリング・意見交換におきまして、現状の公費50%、保険料50%の枠組みで国保制度を維持することは困難。50対50の枠組みを変更し、定率国庫負担割合の引き上げをとして資料を提出しております。

今後もこのような方向で働きかけをしまいたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 全国市長会を通じて何度も要望を行ってみえるというお話ですが、その割になかなか実現されていません。このことについては、市はどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な役割を果たすものでございますが、社会現状の変化から市町村国保における構造的な問題が発生しており、国民健康保険の制度改革を実施するための方針となる社会保障改革プログラム法案が平成25年12月に国会で成立したところでございます。

この社会保障改革プログラム法案では医療保険制度について、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化の3点の趣旨がありまして、その第1点である医療保険制度の財政基盤の安定化では、国保の財政支援の充実を掲げるとともに、国保の保険者、運営者のあり方として、都道府県が主体となることを基本とされたもので、市町村は保険料の賦課、徴収、保険事業の実施に対しては引き続き積極的な役割を果たすことを検討すること。第2点の医療保険の保険料に係る公平の確保では、保険料に関する規定では低所得者に対する負担の軽減規定を置くとともに、国保組合被保険者の所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しをすることが示されております。

このような制度の改革を受けまして、現在、国の社会保障審議会等において、国保の広域化についてさまざまな議論が行われておりますが、全国市長会（訂正後述あり）からは、都道府県が財政運営を担う前提としている財政上の構造問題の解決について、高額医療費共同事業の負担金

における国の調整交付金からの振りかえ措置の解消や地方単独事業に係る国庫負担減額措置の解消、国保の責によらない要因で医療が高くなっていることへの対応など、国民の保険料負担の平準化に向けて思い切った国費投入を図るべきで、あくまで国費で総額を確保すべきだと考えを示したところでございます。

さらに、プログラム法案の実施に当たっては、広域化の事業実施主体となる国と都道府県の間では全国高齢者・国保主管課長会議が開催されているところでございますが、その中で国保運営の都道府県への移管に際し、国保の赤字構造・現状を踏まえて、いま一步、国としても財政支援の拡大を図っていききたいとの提言をいただいております、市町村からの国の財政負担の拡充に対する要望を踏まえた審議がされているところと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、補助金を復活、拡充するよう申し入れよの関係に移りますが、国は広域化により国保の改革を行っている中で、県が主体となるようなことを示していますが、今のお話の中にもありましたこの件で、平成26年度から愛知県が廃止した補助金がありますが、それはどのようなものかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 廃止になったのは、国民健康保険事業費補助金でございます。これは福祉医療波及費に係る保険者負担金を緩和するための県単独事業としての補助金でございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、この国民健康保険事業費補助金ですが、これ、どのぐらいの補助金が交付されていたのか、また廃止となった理由についてお答えください。また、この補助金の廃止に対して、県に何らかの意見を示したのかどうかについてもお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 国民健康保険事業費補助金は、愛知県国民健康保険事業費補助金交付要綱に基づき、県の予算内で分配を受けるものでありました。補助金の交付実績といたしましては、平成24年度決算ベースでは23万3,000円、平成25年度決算ベースでは13万3,000円ございました。交付額が少額となったことから、補助金に対する効果が薄いために廃止に至ったという理由を聞き及んでおります。

また、これに対してどう動いたかということですが、現在、広域化に伴う制度について、国と都道府県との間でもさまざまな議論が行われているところでございますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 廃止についてはわかりました。納得したということではありませんが、

わかりました。

しかし、幾ら少額であっても、補助金の継続はやっぱり市民の側に立てば希望することであり、このように少ない金額とはいえ、補助金を廃止したわけで、現在、県が主体となる広域化が検討されているということですが、この広域化になると国保税の負担割合はどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 広域化された場合の制度設計につきましては、現在、社会保障審議会等で審議をしているところでございますので、具体的な内容は決定いたしておりませんが、現在、国において検討されております新たな財政運営の仕組みの案の一つを御紹介させていただきますと、市町村における国保税の収納や医療費の適正化などのインセンティブを確保するために分賦金方式を採用する案が出されております。分賦金方式となれば、県が国保の医療給付費等の見込みを立て、公費負担などを除いた保険料収納必要額の算定を行い、県に収める分賦金額を決定し、市町村に割り振ることになる案でございます。

ただ、この法案も案の一つでありまして、最終的にどのような制度になるかは不明という状況でございますので、当局といたしましては、今後の制度設計の動向を見守ってまいりたいと存じます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 私ども日本共産党は、広域化には反対をしております。反対の意見です。市町村自治体が保険者として運営した方が市民の動向がよくわかることと、広域化をすれば、現在の後期高齢者医療制度のように議会も県が単位になって、市民の意見が届きにくくなることです。県が責任を少しでもとるようになるということは、今の状態から見ると考えにくいところがありますし、何よりも1997年度には28億円に及んでいたんですね、この補助金が。財政事情を理由に削減されてきたものの、愛知県自身が事務事業評価調書で国民健康保険事業は年々事業費が増大する一方、産業構造の変化等により高齢者や低所得者の加入割合が増加し、大変厳しい状況にある。県は保険者である市町村と国民健康保険組合に対し、助言・指導監督する義務があり、健全運営するために支援する必要があると、その必要性を強調し、本補助金の必要性は高い、県民ニーズは増大、休廃止の影響は大きいと評価しています。

また、愛知県は政府に対し、市町村国保の状況は、65歳から74歳の被保険者の割合が32%、無職者の割合が41%、年間所得200万未満の割合が70%と国保をめぐる構造的な問題を指摘した上で、医療費に見合う保険料収入の確保が困難であり、市町村は一般会計から法定外繰り入れを余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫していると市町村国保の財政基盤強化策を求めています。

これらのことからわかるように、国民健康保険に補助金を廃止する理由は何ら存在していませんし、削減してきた施策は改めるべきであると考えますが、県民の3分の1が加入している国

民健康保険制度が県民の健康を守るとりでとなるように、廃止した愛知県の国民健康保険事業費補助金を復活させ、大幅に増額・拡充することが肝要・必要であると述べています。

そういうこともありますので、この点については、ぜひ市としても、国や県に引き続き強く求めていただきたいと思います。

市として繰り入れを増額せよについてですが、本年度予算要望の中で1世帯1万円の引き下げを図ることとしていますが、特に今回、税率を上げたことにより被保険者の負担が大きくなっているため、一般会計からの繰入金をふやし、税率を下げるべきと考えますが、この点についてお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） これ以前から申し上げておるとおりでございますけれども、私ども当局といたしましては、国保の財政運営というものに関しましては、被保険者からの保険税の負担、それから国・県からの交付金・補助金、さらに保険者たる市町村が主に法で定められた一般会計からの繰り入れで運営していくべきだという、そういった考え方には何ら変わっておりません。

そもそも、今年度からの税率改正におきましては、広域化までの平成28年度まで国保の財政計画を立てておきまして、それに基づいて国保運営協議会での審議を経て、議会で御可決をいただいたものでございます。この計画の中では国保税収入と国保からの交付金に加えて今年度から特にでございますけれども、現行の一般会計の繰入金、これを財源として国民健康保険支払準備金も全て活用することで3年間の国保の財政を運営していこうと、それが可能になるという計画でございますので、現時点の状況において国保税を引き下げるという考えは持ち合わせておりません。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ほかの市では、多くの繰り入れを行って税率を抑えているところがあるんですが、高浜市においても、今年度から3カ年計画で繰り入れをされましたが、さらに法定外の繰り入れをふやす考えはないかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） さらに、法定外の一般会計からの繰り入れをふやせということでございますけれども、これも前回の3月の議会でも御説明しておるとおりでございます。法定外の繰り入れを行うに当たりましては、無条件・無秩序に行うのではなく、一定のルールを定めて行う必要があるというふうに考えております。

先ほども議員御指摘のとおり、今年度から一般会計から国保の特別会計に繰り入れをさせていただいておりますけれども、その理由というのは安易に医療費の不足分を充当したものではありません。平成26年度から28年度の3年間の国保の財政見込みの中で、平成27年度からの退職者

医療の段階的廃止に伴う被保険者の責に帰さない理由ということがございますので、不足分1億4,356万8,000円を3年間で標準化して一般会計から国保会計に繰り入れをさせていただいているものでございます。そのような状況でございますので、これ以上の一般会計の繰り入れというのは、現時点では考えておりません。

ただ、今後、制度上の課題が発生した場合におきましては、法定外の繰り入れを含めて、その財源の確保につきまして、国保運営協議会の意見を聞きながら検討していきたいということは考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 何度もこうやって質問させていただいているのですが、市民にとってなかなかいいお答えと申しますか、いただけないですね。市民が本当に払いたくても払えない、難儀をしているのはまだまだ理解していただけないのかと思っておりますが、この問題について引き続き取り上げていきたいと思っております。

それでは、次のいきいき号についての質問に移ります。

いきいき号の前身は平成5年に高齢者や障がい者の交通弱者と言われる人たちのため、福祉の一環として24人乗りの小型無料バスを週2回運行する循環バスが始まりました。その後、平成10年に10人乗りワゴン車2台と15人乗りワゴン車の計3台で病院、公共施設、公園、商店街を循環するコースに改めました。福祉と商店街の活性化の2つの目的を達成する現在のいきいき号の原型ができたと聞いています。平成5年に福祉の一環として始まったいきいき号循環事業も今年度22年目を迎え、これまで何度目かの見直しが行われておりますが、本格的な高齢化社会を迎えた現在、今一度原点に返った見直しが必要であると思っております。

そこでまず、いきいき号の現状について質問します。

いきいき号については、現在の路線となってから利用状況は伸びていると聞いていますが、市内コース、刈谷コース別に利用状況の推移をお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 質問の途中で申しわけございません。先ほどの内藤議員の答弁の中で1カ所訂正をお願いしたいと思っておりますので、まずそちらのほうをお願いしたいと思います。

内藤議員の中で、全国市長会を通じて何度も要望を行っているのになかなか実現されていませんという御質問の中で、国費で総額を確保すべきだとの考えを示しているところかというところを「全国市長会」と申し上げましたけれども、こちら「全国知事会」の誤りでございます。大変申しわけありません。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） それでは、御質問の利用状況についてお答えいたします。

市内コースにつきましては、平成23年度1万8,018人、平成24年度1万8,046人、平成25年度1

万9,270人となっております。

刈谷市コースにつきましては、平成23年度6,354人、平成24年度7,622人、平成25年度8,021人となっております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） いきいき号の利用者について、市内コース1万8,000人、市外コース8,000人以上ということでふえていることはわかりました。

次に、利用者がふえた要因はどのように分析しているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 現在の路線は、いきいき号の運用を話し合う場でございます地域公共交通会議にて、交通弱者の移動の足及び商店の活性化の推進、乗車時間を可能な限り短縮することを目的に、平成23年度に見直したものでございます。

見直しの結果として、まず市内コースにつきまして、各停留所の降車人数が多かった人数で申し上げますと、平成25年度の実績で翼小学校北停留所が1,319人、県営吉浜住宅停留所が1,056人、授産所高浜安立停留所が994人、刈谷豊田総合病院分院前806人となっております。いきいき号の乗車目的が、通院、買い物、障がい者の方の通所施設であることが推測され、平成23年での見直し目的と利用者のニーズがあった路線であることが増加の原因と考えております。

また、刈谷市コースにつきましては、直行便として乗車時間を30分としたことで、自家用車で通院される場合とほぼ同じ時間であることが、いきいき号を利用される理由になっているものと分析してございます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 利用者がふえた要因は、病院や買い物など、利用者がよく行く場所といえますか、行きたい場所に停留所があること、乗車時間が30分であることなどが主な増加の理由であると分析されているようですが、現在の路線にも利用者の方から不満の声が上がっています。特に、刈谷市コースのうち、刈谷豊田総合病院から高浜市に戻ってくるとき、行くときもですが、吉浜地域の方は停留所があると大変助かると思います。これは吉浜地区の方の切実な声であり、刈谷市コースがより利便性が向上すると思いますので、これまでも要望していますが、刈谷市コースについて、さらなる利便性の向上のため、吉浜地域に停留所を設けるべきと考えますが、市の見解をお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 刈谷市コースの設定は、乗車時間を短縮してほしい、刈谷豊田総合病院への直行便を新設してほしいとの多くの利用者の御意見を反映し設定したものでございます。その結果、利用者も順調に伸びている状況でありまして、現時点で停留所を設ける考えはござい

ませんが、利用状況を見ながら、関係者等と協議する場である地域公共交通会議の中で検討を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 刈谷市コースの停留所の増設を地域公共交通会議で協議されたとお話でしたが、確認の意味も含めて、地域公共交通会議の構成員と、会議の中でどのような議論がされたのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） いきいき号の運行は道路運送法に位置づけられてございます地域公共交通会議にてお諮りして見直すこととしております。いきいき号の運行については、利用者の御意見、安全上の問題、ダイヤを守るための運行管理等の問題、運転手の健康管理の問題などを調整する必要がございます。

会議の構成員は、運輸局関係者、道路管理者、警察、事業者及び利用者などで構成しています。

刈谷市コースに停留所を増設する件につきましては、会議にお諮りしたところ、直行便である特徴が失われること、他の地域からの利用者の理解が得にくいことから、利用状況を見ながら現在の路線を継続運用することとされました。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今の、要するに利用者の方というのがありましたが、利用者というのは何人ぐらい参加といいますか、構成員の中におられるのでしょうか。お願いします。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 利用者の方というのは1名入ってございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 利用者が1名というのは、どんな方でも1名ですので、ちょっとしっかり市民の状況がわかっていないということもありますので、ぜひその点では、これからまたそういう面も含めてよろしくお願いいたしますと思います。

それから、刈谷市コースの停留所の増設は、市民からの要望が強いものですので、引き続き検討するよう要望しておきます。

次に、いきいき号の利用料金について質問します。

いきいき号運行の目的は、障がい者、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保することです。したがって、障がい者や高齢者が利用する場合は無料とすべきと考えますが、市の見解をお答えください。また、子供が利用する場合も無料とすべきと考えますが、あわせてお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） いきいき号の利用につきましては、100円の利用料金をいただいて

おりますが、障がい者、高齢者の御利用に関しましては、他の施策と連携して一定の配慮をさせていただきます。高齢者の方につきましては、健康づくり事業であるいきいき健康マイレージ事業でポイントをためていただければいきいき号の回数券と交換することができ、無料で利用することができます。障がい者の方につきましては、障がい者福祉タクシー料金の助成がございました。また、定期的に御利用いただく方につきましては、市内40カ所で販売してございます回数券を御購入いただければ、市内コースの料金が半額の50円で御利用いただけます。

子供さんの利用料金につきましては、他市において、学校までの距離が遠いことから通学用として循環バスを利用している例がありますが、本市の場合そのような考えがないことから現時点で無料化する考えはございません。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 無料化は考えていないとのことですが、近隣市の状況はどのようになっているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 定住自立圏を構成する刈谷市、知立市、東浦町の状況は、刈谷市が無料、知立市が100円、東浦町が100円となっており、そのほか碧南市が無料、安城市が100円となっております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 刈谷市や碧南市は無料で運行しています。高浜市でもできないことはないと思います。少子高齢化社会が現実のものとなっていることから、交通弱者のために無料化を進めるべきではないか、市の見解をお答えください。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 重ねていきいき号の無料化ということの御要望でございますけれども、市内循環バスを運用しております各自治体、それぞれ地形、公共交通機関の状況、それから運用目的などさまざまでありまして、それぞれの政策目的に応じて利用料金の設定が異なるというのが当然のことであるというふうに考えております。

本市のいきいき号の運用目的は、高齢者、障がい者の交通手段の確保ということが主な目的であることから、本事業を途中で廃止することはできないというふうに考えております。継続して運営していくためには、利便性の向上というのが当然でございますけれども、1乗車あたり約1,000円の経費の一部を御負担いただくということも事業継続には必要だというふうに考えております。したがって、現時点ではいきいき号の無料化は考えておりません。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 現時点で無料化は考えていないとのことですが、冒頭にも申し上げましたとおり、いきいき号の始まりは、平成5年に福祉施策として高齢者や障がい者のために無料で実施したことが始まりです。この事業が始まって20年以上の月日が経過していますので、いま一度、原点に戻り無料化を進めるよう要望しておきます。

また、いきいき号については、これまで何度も質問していますが、現在の路線が絶対ではないと過去に答弁されておりますように、高齢者や障がい者、子供たちが、より便利で安全な循環バスとなるよう重ねて要望し、質問終わります。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は15時5分。

午後2時56分休憩

---

午後3時5分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、まちづくり行政について。一つ、空き家・老朽家屋の対策について。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1問目に、まちづくり行政について質問をさせていただきます。

初めに、子どもの声を生かしたまちづくりについて質問をいたします。

東日本大震災のとき、釜石の奇跡と呼ばれ、小・中学生の「逃げろ」というかけ声のもとに率先した避難行動が、園児だけでなく祖父母まで動かし、津波の被害から多くの人たちの命が救われたことは、いまだ記憶に新しいことであります。大人たちの「堤防があるから大丈夫、だから逃げない」という考えを打ち破り、逃げることによって多くの人命救うことができたのは、小・中学生の子供たちの力でした。

南部まちづくり協議会による防災訓練が、9月7日、南中学校で開催されました。今回の防災訓練には、例年に増して多くの中学生が参加していました。伝令に走る中学生、簡易テントの設営等に真剣に取り組む中学生の姿は頼もしくありました。参加している人に大きな勇気を与えたと感じたのは、私一人ではないと思います。大人と子供が一緒になって一つのことに取り組む、こうした中に本来のまちづくりの姿を感じました。

早稲田大学の教授であり建築家、都市デザイナーでもある卯月盛夫氏は、子供には、まちづくりに参加する権利がある、そして、大人の社会を変える力があると述べられています。子供たちが伸び伸びと活躍できる社会は大事であります。と同時に、子供たちが思い描いていることが実現できる社会も大事であります。今後のまちづくりを考えるにおいては、子供の参画は必要不可欠といえます。以下、2点について質問いたします。

1点目は、本市においては、平成24年、25年、2回にわたって中学生議会が開催されました。私たち大人とは違う目線、柔軟な発想など、中学生ならではの質問や提案が行われました。市当局においては、中学生の質問や提案に対してどのように取り組まれ、また市政に具体的に反映・実現された例があれば、お聞きしたいと思います。

2点目は、子供の社会参画を進める子供ファンドの創設についてお聞きします。

高知市では、新たなまちづくり支援事業として、平成24年4月より、自分たちのまちをよくしたいという子供たちの思いを実現し支援することを目的に、上限20万円までの範囲で活動の助成を行う、こうちこどもファンドをスタートしました。

この制度では、子供たち自身が考えたまちづくり活動の提案を審査員に向けてプレゼンテーションを行い、審査員と質疑応答を交わした後、子供審査員による投票が行われ、過半数の賛成によって助成が決まります。提案も審査も子供たち自身がする全国の自治体に先駆けた取り組みとなっています。

この支援を行うことで、1つ目として、将来のまちづくりを支える人材が育つこと。2つ目として、子供が主人公になることにより、協力する周囲の大人も高知のまちづくりを考えるきっかけとなり、地域のまちづくり活動の活発化につながる。3つ目として、子供たちの感性やアイデアをまちづくりに生かすことで、子供にとって住みやすく、やさしいまちの実現につながる。ことといった効果が期待されています。本市においても、こうした制度の導入を検討していただきたいと思っています。

次に、まちづくりの担い手についてお聞きします。

役員など町内会等を担っている人々の高齢化、固定化、さらには後継者不足が今後のまちづくりの大きな課題になっています。一方、少子高齢化の進行により、地域住民の世代構成は大きく変化しつつあります。現役世代には、ワーク・ライフ・バランスの改善による働き方の変革、定年を迎えた人々には地域貢献による新たな生きがいの創出、次世代を担う子供の世代にはボランティア等を通じた社会教育など、それぞれのライフステージに応じた地域活動への参加機会の提供が、今後のまちづくりの展開に当たっても、そのことを意識した取り組みが必要となってきます。

市としては、今後のまちづくりの担い手の育成についてどのように考えているのでしょうか。

2問目の空き家・老朽家屋の対策について質問をさせていただきます。

空き家対策については、昨年の12月議会に一般質問をさせていただきました。市内の空き家の軒数については、平成20年住宅・土地統計調査から本市においては470軒の空き家があるという回答をいただいております。

今回は、老朽家屋の点検調査について、初めに質問をさせていただきます。

空き家において一番問題になるのが、老朽家屋による危険性の問題です。特に、地震、台風、

集中豪雨のときに、老朽家屋の危険性は増大します。地震や強風によって瓦が落下したり、飛散したりします。たてつけが悪くなったガラス戸が外れて割れたガラスが飛び散る危険性もあります。アンテナが落下する危険もあります。家屋本体が倒壊する危険も、もちろんあります。

これはつい最近、市内であった例ですが、この家は空き家で外側はかなり老朽化が進んでいました。しかも、車の通行量も多く、歩行者も多い道路に面しておりました。2階部分の窓の手すりが腐ってしまい落下寸前のところでした。幸いにも、近隣の方が気づいて、持ち主に連絡をとり、落下する前に3メートルはある木製の手すりを撤去でき、大事に至りませんでした。もし、落下して歩行者や車に当たっていたら、大変な事故になるところでした。市内においても、相当数の老朽家屋があると思われます。車、歩行者など、交通量の多い道路に面した家屋だけでも早急な点検調査が必要と思われます。

平成26年1月1日に老朽建物等の適正管理に関する条例を施行した墨田区に視察をさせていただきました。この条例は、老朽建物の管理の適正化を図り、倒壊等の事故、犯罪、災害を防止し、区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的に制定されています。条例の4条においては、区は老朽建物等の情報把握に努め、所有者等が老朽建物等を適正に管理することができるよう必要な支援を行わなければならないと、区の責務を明記しています。この条例に基づいて、墨田区では、老朽建物等の適正管理の啓発としてパンフレットを作成し、区内に配布しました。その結果、区民から約400件余りの情報が寄せられたそうです。墨田区においては、平成20年度の住宅・土地統計調査によりますと、木造空き家が約2,800戸あり、そのうち老朽木造建物の空き家で何らかの対応が必要と思われるものは約250棟だそうです。

本市においても、早急に点検調査を実施し、対応が必要な老朽建物の把握を行っていただくよう強く求めます。とともに、市民の安全で安心な暮らしを確保するためにも、老朽建物等を適正に管理する条例の制定を検討していただきたいと思います。

次に、空き家バンク制度の創設について質問をさせていただきます。

空き家バンク制度は、地方自治体が空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を空き家の利用を希望する人に紹介する制度で、空き家の有効利用を通して市民と市外居住者の交流拡大及び定住促進による地域の活力の維持増進を図ることを目的とした制度です。少子高齢化に伴う全国的な空き家の増加は、防犯上や景観上の問題となっており、その解決の一助になっているのがこの制度であります。空き家が増加傾向にある中で、利活用が可能な建物も多く存在すると考えられます。こうした空き家の利活用を希望する所有者等の支援に取り組むことは、先ほど述べましたように、老朽建物増加の抑制を図る上でも有効な対策といえます。丈夫な家屋でも放置したままにすれば老朽化してしまいます。人が住み、手入れすることによって長期間住むことができます。

本市においても約470軒の空き家があるということです。そのうち何軒、利活用できるかわか

りませんが、貴重な資源を放置して老朽家屋にするほど無意味なことはありません。全国においても多くの自治体が、この制度を実施しています。本市におかれましても、この制度に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、小嶋克文議員の1問目、まちづくり行政について、（1）子どもの声を生かした「まちづくり」を、（2）新たな「まちづくり」の担い手について、以上、2問について順次お答えさせていただきます。

初めに、（1）子どもの声を生かした「まちづくり」をについてお答えいたします。

御質問の中学生議会の質問・提案について、どのように市政に反映、実現してきたのかというお尋ねでございますが、中学生議会を実施した背景や目的について申し上げますと、高浜市自治基本条例の第6条に、子供のまちづくりに参加する権利として、子供は社会の一員としてそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利がありますと規定されており、これを受けて中学生議会は、市行政の様子を理解し、高浜市民としての自覚を深めること、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割について理解するとともに、まちづくりに積極的に参画しようとする気持ちを育むことを目的として、平成24、25年度の2カ年にわたり開催したもので、中学生議員が議会の場で一般質問することは、まちづくりに参画するという観点からも意義深いものであったと考えております。

平成25年度の中学生議会の状況について申し上げますと、全部で11件の一般質問がございました。高浜市をこんなまちにしていきたいといった思いを交えながら、中学生ならではの視線で提案を述べたことは御存じのことと思います。中には大人では思いつかないような斬新な発想もあり、中学生のまちづくりに参画しようという意気込みを感じたところであります。この一般質問の中で市当局が検討すると回答した案件は8件ございましたが、その中の一部について御紹介させていただきます。

まず、道路のカラー舗装化に対する質問に対し、都市整備グループが「必要な部分へのカラー舗装をまいります。自転車、歩行者の通行帯の部分に係る歩道の車道側半分程へのカラー舗装については、歩道の幅から無理な状況です」と答弁いたしております。これを受けた実際の対応でございますが、交通安全対策として、道路標識や注意看板の設置を含めた対策の実施と路側帯のカラー舗装を必要に応じて随時実施いたしており、平成25年度には、通学路における緊急合同点検による危険箇所への対策といたしまして、白線の引き直しによる路側帯の確立や路肩のカラー舗装化を行うほか、通学児童が多く通行する歩道幅員の狭い路線については、歩車道を分離するブロックの上部にラバーポールを設置し、児童の車道部へのはみ出しを抑制させるとともに、運転手への注意喚起を進めております。今年度は、交通安全協会からの要望及び事故対策協議の

結果を受けて、道路区画線の設置や路面カラー舗装を実施いたしております。このほか、自転車の通ることのできる歩道の車道側半分ほどをカラー舗装化することについては、三高駅東線の歩道において、自転車と歩行者の通行帯や分離するための区画線の設置を進めております。

また、他の事例としては、子供たちが市の情報や活動をしっかり知るために子供向けの広報をつくってはどうかという質問に対し、当時の地域政策グループが、子供向けの広報は中学生の編集ページをまとめることで発行にかえたいと答弁をいたしております。これに対する実際の取り組みといたしましては、地域政策グループで職場体験を行ってくれた中学生が広報紙面づくりに参加し、「中学生記者によるカメラレポート」と題する記事を1ページ分編集をいたしまして、本年1月1日号広報に掲載をいたしております。

このように中学生議会において質問・提案がなされた意見につきましては、実現可能なものから順次、取り組んできたところでございます。

次に、子供の社会参画を進める子供ファンドの創設に関する御質問にお答えいたします。

まず、御紹介いただきました高知市で実施されておりますこどもファンド事業でございますが、この制度は子供たちが自分たちでまちづくりの提案を行い、公開審査によって採択された事業に対し、民間からの寄附金や市の積み立てによる高知市子どもまちづくり基金を原資として、事業費助成を行い、活動を支援する仕組みでございます。このこどもファンド事業では、募集対象団体が高知市に在住または通勤通学している18歳以下の子供が複数世帯で3人以上おり、かつ子供のサポートをする20歳以上の大人が2人以上参加している団体を対象に、子供のまちづくりに対する提案の機会や実現できる場を創出している点に特徴があり、子供たちの社会参画を進めるといって一定の効果があるものと捉えております。このこどもファンド事業に類する事業は、他の自治体においても幾つか実施されているようでありますので、先進事例について情報収集を進める中で、今後とも研究してまいりたいと考えております。

本市のまちづくりに対する子供の提案の機会や実現できる場の創出に対する取り組みといたしましては、自治基本条例の精神を子供たちに伝える出前授業がございます。この出前授業につきましては、平成25年度から全小学校の6年生を対象に実施いたしており、日ごろ地域のまちづくりに携わっていただいている地域の方々を先生に迎えて授業を行い、地域の皆さんが行っている各種の活動がまちづくりにつながっていることを子供たちに学んでもらうことを目的の一つとしております。出前授業を実施してきた中で、例えば昨年度は高浜小学校において、出前授業が終わった後で子供たちから「私たちもまちづくりに参加したい」との声が上がり、出前授業を行った地域の大人の方々や職員とともに、チームに分かれて環境美化活動やまちの魅力の発見・PRなどの行動を起こしてくれました。

また、今年度実施いたしました高取小学校の出前授業では、授業の中で、子供たち自身でできるまちづくり活動に関する発表がありまして、これを受ける形で来る12月15日の月曜日に、まち

づくりプロジェクトと題して、稗田川のごみ拾いや稗田川を大切にするためのチラシ・ポスターづくり、川の水をきれいにするための竹炭設置など、まちづくり協議会を初めとする地域の方々や保護者のお手伝いをいただきながら、まちづくり活動を行うことが予定されているところであります。

まちづくり協議会と中学生のまちづくりに対するコラボレーションという事例といたしましては、小嶋議員の御質問の中にもございましたように高浜南部まちづくり協議会が今年度実施いたしました防災訓練に南中学校の生徒が多数参加し、避難所解説訓練において簡易トイレ設置訓練を行うほか、市役所への伝令訓練を行うなど、まちづくり活動を体現する場となりました。

子供を対象としたまちづくり活動といたしましては、このほかにも各まちづくり協議会の防災リーダーの皆さんなどで組織された高浜の防災を考える市民の会が中心となって実施されております子ども防災リーダー養成講座がございます。この講座では、小・中学生を対象に、近い将来発生が危惧されております南海トラフ巨大地震に備え、いざというときの防災・減災活動の担い手として活躍が期待される子供を通して、防災・減災のまちづくりの意識を家庭や地域に広めていく役割を果たしております。

このように、本市におきましても、子供の社会参画を推進するためのさまざまな取り組みが実施されてきているところでありますので、こうした活動を引き続き実施、あるいは支援していくとともに、他の自治体の先進的な取り組みについて研究してまいりたいと考えております。

次に、（２）新たなまちづくりの担い手についてお答えをいたします。

まちづくりの新たな担い手を確保することは、第6次高浜市総合計画の中期基本計画におけるアクションプランの一つであります、みんなでまちづくり事業におきましても重要な課題として取り上げているところであります。

その中で、まちづくり協議会は、退職後の地域デビューの場、地域での活躍の場としてその活動を支えている皆さんは、現役時代に培ってきた知識や技能を生かして、多種多様な事業を展開されているところでございます。しかし、立ち上げから同じ人材が長く携わっている状況などもあり、事業の継続性を維持していくためにも、新たな担い手の発掘が喫緊の課題であるという声も耳にする一方で、町内会の役員など町内会活動を経験された方がこれを契機にまちづくりに対するきっかけを持ち、新たな担い手としてまちづくり協議会の活動に参加していただけるようになってきたとの声も聞かれます。そこで、定年を迎える方、迎えた方へのアプローチとして、まちづくり協議会などの市民活動の情報を掘り起し積極的に発信することで、自分の技術、経験をまちづくりの場で生かしてみたいと思っただけの人材やボランティア活動などによる地域貢献をしてみたいと思っただけの人材などをふやしていくための取り組みを行ってまいりました。

このように、まずはまちづくりに参加するきっかけづくりが重要であると考えており、今後は

まちづくりフォーラムの開催や実践型のプロジェクトの場を設け、まちづくりに対する思いを引き出すことができるよう、市民の皆さんに働きかけてまいりたいと考えております。

また、若い世代に対しましては、おやじの会の活動紹介など、興味を持っていただけるような仕掛けを行い、まちづくりに関心を持つ、あるいはまちづくり活動に足を踏み出すきっかけづくりに努めるとともに、出前授業や子ども防災リーダー養成講座といった子供を基軸としたアプローチも継続的に実施あるいは支援してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供やその親世代をターゲットとした地域デビューのきっかけづくりのため、引き続きまちづくりに対する情報発信や支援を積極的に実施していく中で、新たなまちづくりの担い手の発掘に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小嶋克文議員の2問目、空き家・老朽家屋の対策について、（1）老朽家屋の点検調査を、（2）空き家バンク制度の創設について、それぞれお答えをいたします。

初めに、（1）老朽家屋の点検調査についてお答えをいたします。

総務省の平成25年度住宅・土地統計調査の速報集計では、全国の総住宅数は6,063万戸と、5年前に比べ305万戸増加をしています。一方、全国の空き家数は820万戸と、5年前に比べて63万戸増加をしています。空き家率、これは総住宅数に占める割合でございますが、13.5%と0.4ポイント上昇し、過去最高を記録。また、空き家のうち賃貸・売却用や別荘を除く放置された空き家は318万戸と、5年前と比べ50万戸増加をしています。このような空き家の増加については、地方の人口減少や高齢者が亡くなった後、誰も住まない家がふえたことが主な理由とされております。愛知県においても、空き家数は42万2,000戸と、5年前と比べ7万8,000戸増加しており、空き家率についても12%と、1.3ポイント上昇しております。また、空き家のうち放置された空き家は13万4,500戸と、5年前と比べ2万200戸増加いたしております。

なお、現時点での速報集計では、市町村別のデータは公表はされてございません。

さて、昨年12月の定例会の一般質問において、小嶋議員より空き家の実態・調査についての御質問をいただき、全国的な空き家の実態、埼玉県所沢市や東京都足立区などの空き家等の適正管理に関する条例の制定状況に加え、平成20年の住宅・土地統計調査の住宅総数に占める空き家を含むその他の住宅について、本市を含めた近隣自治体の割合は比較的低い状況であること。空き家が増加する要因として、空き家を撤去して更地にした場合、固定資産税の住宅用特例である住宅が建っている場合、課税標準が6分の1になる特例が受けられなくなるため、税負担がふえることになり、撤去後の土地の利用や売却の見込みがない場合、所有者は空き家の撤去にちゅうちょする場合もあること。空き家問題は、総合的な問題を含んでいることが多いこと。市として空

空き家対策は、強化すべき課題の一つであると認識をしていること。加えて、国会議員の政党などにおいて、空き家を自主撤去した場合の固定資産税の軽減、市町村の空き家への立ち入りの調査権の付与、所有者への除去や修繕など命令、自治体への財政や税制上の措置など国の支援といった内容を盛り込んだ検討がなされているため、今後の動向に注視してまいることなどをお答えしております。

その後、空き家を取り巻く諸課題に対する状況共有や検討を進めるため、本年8月19日に愛知県住宅計画課が主催する形で県下54市町村が参加し、第1回空き家対策担当者会議が開催され、名古屋市の空き家等対策の推進に関する条例、半田市の空き家等適正管理に関する条例など情報提供や愛知県住宅供給公社による市町村空き家相談体制整備支援事業の取り組み内容、空き家対策の市町村動向アンケート調査結果の報告などが行われました。

この空き家対策の市町村動向アンケート調査結果では、県下54市町村のうち、点検調査の規模の大小はございますが、豊橋市、岡崎市、春日井市、碧南市、安城市、西尾市など11市町が実施をしているものの、本市を含む残り43市町村については、老朽家屋の点検調査は未実施という状況でございます。

御質問の老朽家屋の点検調査については、現時点では公用車等で市内を走る際、空き家らしき老朽家屋を見かけることはあるものの、積極的に点検調査を実施している状況にはございません。また、住民の方から空き家のみ相談・苦情といったものは寄せられていませんが、所有者による適正管理がされていない空き家・空き地に関する雑草等の相談・苦情というものが2件ほど市に寄せられましたので、現地の確認や所有者の調査などを行った上で、所有者に対して、除草駆除の依頼などを実施いたしております。

また、市民の安全で安心な暮らしを確保するためにも、老朽建物等を適正に管理する条例制定の検討につきましては、後でお答えをいたしますが、国の法制化との兼ね合いもございますので、もう少し研究をしてまいりたいと考えております。

次に、(2) 空き家バンク制度の創設をについて、お答えいたします。

御質問をいただきました空き家バンクにつきましては、空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を空き家の利用を希望する人に紹介する制度で、空き家及び空き地の有効活用を通じた市民と都市住民の交流拡大、定住促進、過疎化対策による地域の活性化を図ることを目的に全国の市町村で広がりを見せております。

先ほど、空き家対策の市町村動向アンケート調査結果では、愛知県内では、豊田市、新城市、武豊町、南知多町、豊根村において、既に制度を創設し、空き家及び空き地の有効活用と定住促進、過疎化対策による地域の活性化に取り組んでおられます。県内で空き家バンク制度を運用している市町村を見ますと、やはり定住促進、過疎化対策に対するアプローチが主たる目的であると考えられます。

冒頭お答えをいたしました。本市を含めた近隣自治体の空き家の割合は、全国、愛知県に比べて低い状況であるなどから、空き家及び空き地の有効活用については、定住促進、過疎化対策の側面は少し薄いと思われます。当面は空き家及び空き地の有効活用に関しては、民間の不動産会社の流通力をお借りすることも有効であると考えております。

なお、小嶋議員も御承知のとおり、さきの第187回臨時国会に提出されました空き家対策特別措置法が11月19日に可決をされました。この法律により、国土交通省大臣及び総務大臣は空き家等に関する施策を充実するための基本事項として、空き家等に関する施策の実施に関する基本的な事項、空き家対策計画に関する事項、その他の施策を実施するために必要な事項の3つの事項を定めることとなります。

そして、各市町村は、空き家に対する具体的な空き家等対策計画を定めることができるようになりました。この空き家等対策計画には、対策の対象とする地区・空き家の種類・その他空き家に対する基本的な事項、空き家調査に関する事項、跡地の活用促進に関する事項、住民等からの相談への対応に関する事項など内容を定めるものとされており。また、この法律では、市町村による法律で規定する限度において、空き家等への立ち入り調査が認められているほか、空き家等の所有者等を把握するために固定資産税情報を内部利用できるなど、新たに多くの事項が定められています。

この法律により、各市町村の空き家対策への積極的な関与が可能となります。法律は来年6月ごろまでに施行される予定でありますので、その間、国、県、近隣市町村等の動向についても注視をしてみたいと考えております。

加えて、これまでに所有者が空き家を放置する要因と指摘されておりました固定資産税の住宅用地特例について、空き家対策特別措置法における周辺に危険や迷惑が及ぶ恐れが高い特定空き家を税制優遇措置の対象から除外する方針であるとの報道がございました。

このように空き家に対しては、空き家対策特別措置法に税制面からも強力なアプローチが加わることにより、空き家の修理や賃貸住宅としての活用、土地の転売などが推進され、危険な空き家が減少していくことが期待されますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうも、ありがとうございます。

では、1問目につきまして再質問させていただきます。

先ほど、中学生議会の開催についての実施についての経緯が話されましたけれども、中学生が市政に対して、また地域に対して、まちづくりに対して、自分の考え、意見を発表できる場はなくなるのは何とも残念と思います。

今後、こうした中学生や小学生などの子供たちが、まちづくりなど市政に対し意見などを発表できる場は、非常にこれ大事であると思います。その点について今どのように考えているのか、

ひとつお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 中学生議会、24年度、25年度と行いまして、今年度は行っておりません。こちらの中学生議회를今年度行わないという理由でございますが、先ほども答弁させていただいておりますが、子供たちが中学生議会に参加することは、まちづくりに参加する観点からも意義深いことでもあります。ただ、中学生議会で一般質問ができるといいますのは、ごく限られた生徒になってしまいます。そうしたことから、裾野が広がるものとは言いがたい状況でもございます。

そこで、今年度からリーダー養成研修を両中学校のほうで開催しております。この研修の狙いとしましては、生徒が自主的に動き、学校をさらに活性化させていくために、リーダーのあり方を考えるきっかけとすること、そして、夏休み以降、リーダーの集団として学年に対する取り組みを考える機会とすることの2点を目的として実施しております。自分たちの学校、学年、部活動等の問題点を洗い出し、自分たちの学校、学年や部活動を牽引していくために何ができるのか、具体的にどうしていくべきかを、夏休み期間中に宿泊研修で練り上げてまいります。そこで、話し合われたことを夏休み明けの全校集会や学年集会で報告することを通じ、リーダーとしての心構え、そしてリーダーとして学校、学年、部活動を牽引していくことを再確認いたします。

こうした自治・自立を学ぶ機会を設け、周りに働きかけていくということを通じて裾野が広がっていくのではないかとというふうに考えております。こうした自分たちの学校、学年をよくしていこうという意識、活動が、将来的には自分たちの住んでいるまちに対して関心を持って行動する未来市民の育成につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） わかりました。どうもありがとうございます。

今後子供たちの思いが実現できるまちづくりに取り組んでいただくことをお願いいたします。

もう1点、今、健康自生地には多くの商店などが登録され、まちづくりに積極的に今参加されております。市内の企業にあっても積極的にこういったまちづくりに参加することが僕は大事であると思いますが、この点については、どうお考えを持っているのか。また、実際そういった例があれば、御紹介を願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 企業さんを交えたまちづくりということで申し上げますと、例えば吉浜まちづくり協議会さんが泥清掃だとか海岸清掃、こういったものを夏と冬の2回実施をされておるわけなんですけれども、その際には、海岸沿線の企業の皆様方が大勢、清掃活動に参加をいただいておりますというようなこともございます。また、ちょっと担当は違いますけれども、例

えば防災ネットきずこう会を通じた防災ネットワークの部分につきましても、多くの企業の方に御参加をいただいておりますという状況がございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） はい、わかりました。今後もよろしく取り組みお願ひいたします。

次に、2問目について質問させていただきます。

今、御答弁がありますように平成25年の速報集計で、全国の空き家率もかなりやはり5年前に比べるとふえておると。そういったことで数字からも改めて深刻な空き家状況がくっきりとわかるわけですが、本市においてはどのような今予想をしているのか。また、この市町村別のデータはいつ公表になるのか、まずお願ひします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 空き家に対する取り組み方というような御質問だと思います。

今のところ、先ほど答弁にもございましたけれども、空き家単体で相談だとか苦情というのは、私どものほうにはまだ入っておらないような状態でございます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） そうではなくて、例えば数を5年前は470軒ありますね、たしか。その速報集計から見て、高浜市においてはどのぐらいの今予想を立てておるのかという質問です。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 前回5年前が470ということでございますので、当然ながら老朽家屋がこれ以上状況的にふえているかということ、若干微妙なところございますけれども、横ばいか若干上かだということだと思います。

速報につきましては、総務省のホームページ、昨日も確認をしておるんですけども、いつごろ載せるかというのは、まだ未定でございます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほど、第1回目の質問でもありましたけれども、一つ市内であった事例がありました。本当に手すりが落ちる寸前で撤去できたんですけども、この事例については市のほうはつかんでおったんでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 都市防災グループのほうでは、残念ながらつかんでおらないというのが現状でございます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 空き家等の苦情に関する情報がわずか2件しかないということでしたが、住民のほうからしますと、危険だと思っても一体どこに連絡していいのかわからないと、これが僕、実情だと思うんですね。例えば、警察に連絡したほうがいいのか、例えば市役所のどこに連

絡すればいいのかという、こういった迷いがあると思うんです、市民の方にとってみれば。したがって、危険家屋の情報を積極的に把握するためにも、啓発用のチラシ、先ほど墨田区の例を紹介しましたが、啓発用のチラシを作成・配布したり、またはこの広報に啓発記事を掲載することも私は今必要だと思うんですけれども、この点に関してはどうでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、御質問をいただいた件でございますが、確かに先ほど事例で申された道路の件、道路に面した家屋から手すりが落ちた件で、これ一つ取り上げて申し上げますと、道路の管理者というのは道路を安全に確保する必要がございます、道路法という中では、きちんとそういったものについて措置をしていただくように、これ民法でもそうですけれども、そういった権限もございますので、そこら辺は先ほども言いましたが、当然ながら市民のほうからそういった問い合わせが道路管理者にあれば、うちのほうも現場を見に行ききちんとそこは措置をしていただくようなことを、過去にも私の記憶ですと港小学校でも近くの家屋の瓦が落ちそうになった場合、そういった措置をしたということもございますので、その分はきちんとそういうふうに努めていきたいというふうに考えております。

今おっしゃったように、それから広報活動という部分では、やはりただ単純に広報に載せたからということではなくて、こういった話題を今言うように町内会だとか、まちづくり協議会なんかで提供していくことで、皆さんそういう意識を持って、今おっしゃったような御心配の部分も情報提供いただけるんじゃないかなというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 老朽家屋の管理、危険が及ばないように管理することは、当然これは第一義的には、これは所有者の責任に帰すわけでございますが、先ほど墨田区の例を紹介しましたが、やはり市においても、市民の安全で安心な暮らしを守る責任があります。そういったことで、他市の動向も今後しっかり注意してまいりまして、もう一步踏み込んだ早急な対策をお願いいたします。

以上で、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いをいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 昨日の14番議員の質問で、来年度の予算編成について質問された中で、来年度の予算、歳入の見通しについてお示してください。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 現在、平成27年度の予算編成につきましては、財政担当による第1次

の予算査定の段階でございますので、数字が確定はしておりませんが、歳入の見通しということでございますが、おおむね135億円から140億円の間で数字が固まってくるものというふうに捉えております。

○議長（磯貝正隆） よろしいですね。ほかに。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 昨日の4番議員の質問に関連して質問させていただきます。

答弁の中で、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置すると教育改革をなされるとのことでありますけれども、この新制度に移行するのは教育長任期に沿ってのスタートというふうに理解を今しておるんですが、高浜市においてはそれがいつになるのかを示していただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 今の新制度への移行ということですが、今言われたとおり、いわゆる今の教育長、言ってみれば私の教育委員としての任期はいつかということにかかってきます。これは来年の4月1日が任期満了ということになりますので、法施行というのが来年の4月1日から施行されるということになりますので、4月2日からは新制度に移行した教育長となるということでございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

ということは、さらに確認ですけれども、平成27年度教育行政方針等は新制度に沿った形でつくられるというような理解でよろしいですか。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 27年度の教育行政方針については、正直なところは微妙なところがあります。当然、毎年変わるものではありませんけれども、例えば引き続いてということであれば、完全に反映されるということになりますけれども、新たにということになれば、それは首長等との当然調整だとかいうところも兼ね合いが出てきますので、完全なそこら辺一致というものは、28年度の教育行政方針に反映される形になるのではないのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（磯貝正隆） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） ほかにないようですので、以上で関連質問を終了いたします。

---

○議長（磯貝正隆） 以上をもって本日の日程は全部終了をいたしました。御協力ありがとうございました。

再開は12月9日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。ありがとうございました。

午後3時54分散会

---